

平成20年度

自己評価書

筑波技術大学

目 次

大学の現況及び特徴	1
目 的	2
基準1 大学の目的	4
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	21
基準5 教育内容及び方法	26
基準6 教育の成果	35
基準7 学生支援等	40
基準8 施設・設備	49
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	53
基準10 財務	59
基準11 管理運営	65

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 筑波技術大学
- (2) 所在地 茨城県つくば市
- (3) 学部等の構成
 学部：産業技術学部，保健科学部，
 関連施設：障害者高等教育研究支援センター，
 保健管理センター，附属図書館，
 情報処理通信センター，保健科学部
 附属東西医学統合医療センター
- (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日）
 学生数：353人
 専任教員数：112人

2 特徴

設置の必要性

障害者の大学進学希望が顕著化し，障害者のための大学設置による効果的な高等教育の実施と，一般の大学等に進学した障害学生への対応が求められるようになってきた。また，近年の医療技術の進歩と高齢化の進展に伴い，障害がありながら社会生活を送る者の数は急速に増加しており，障害者が一定の配慮の下に，社会に積極的に参画して活躍できる社会の実現が求められている。

こうした中で，本学は，

- ① 我が国における聴覚・視覚障害者の専門職業人を育成するモデル的・中核的な高等教育・研究機関として
- ② 聴覚・視覚障害に適応した教育研究を実施する先導的，先端的，実験的な教育・研究機関として
- ③ 国内外にわたる両障害（者）に関する情報発信の拠点として

技術革新の急速な進展，産業構造の変化等の対応，医療技術の発展，高齢化の進行等の医療事情の変化への対応，社会におけるバリアフリー化，ノーマライゼーションの進展等への対応，障害者の大学進学希望の顕著化への対応が求められていることを受け，障害者が自立し，社会参画・貢献できる社会システムづくりの一端を担い，豊かな社会を実現するために筑波技術短期大学を転換し，新たに筑波技術大学を設置したものである。

教育の基本理念

聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画・貢献の促進を目標に，障害に適応し，率先して社会に貢献できる専門職業人を養成することを大学の基本目標とする。

そのため，学生の天性を見い出し，個々の個性を活かして，社会の変化に対応できる能力を身に付けさせるとともに，新しい社会作りに貢献できる素養を育成することを教育の基本理念とする。

II 目的

国立大学法人筑波技術大学（以下、「筑波技術大学」という。）は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を併せ持つ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発して障害者教育の改善に資することを基本的な目標とする。

この基本的な目標を踏まえ、障害者に対する高等教育の内容、方法及び各専門分野に関する研究の推進を図るとともに、最新の情報技術等を利用してこれらの障害を補償・代行する機器やシステムの開発を行う。

また、聴覚・視覚障害学生を受け入れている他大学等に対する支援や、世界各国の高等教育機関との障害者に係る教育研究に関する国際交流活動等を推進する。

さらに、東洋医学と西洋医学を統合した教育研究を推進するとともに、特色ある医療活動を通じて地域医療に貢献する。

本学の教育上の特色としては、聴覚・視覚障害者の特性に配慮し、学部教育全体を通じた効果的・弾力的な履修ができるよう、①セメスターの導入、②履修に当たっての大幅な選択制、③短期集中授業の効果的な導入、④大学教育に必要な基礎的な学習能力の確保、⑤実体験学習の推進、⑥個別学習、少人数グループ学習の実施等の指導上の配慮が挙げられ、次のような新しい高等教育を展開している。

(1) 情報化・国際化・高齢化社会に自立できる人材としての基礎の育成

- ① 各学生の障害に対する理解を深め、自らの障害を受容・克服し、社会に適合しようとする自主性の育成、豊かな人間性と幅広い教養の涵養を図る。このため、個人の学習到達度、適性等に応じた学習目標に沿って適切に科目が履修できるよう選択の幅を広げる。これらの教育は、全教員が分担する。
- ② 聴覚・視覚障害者の最大の課題である情報の受発信、意思表示の可能性を高めるため、全学共通的に情報リテラシー教育を実施するとともに、日本語表現法、専門外国語教育を通じて、コミュニケーション・スキルを高める。
- ③ 社会の変化に応じて、学問分野は細分化・専門化する一方、学際的なアプローチによる研究の重要性が高まっており、専門教育の実施に当たっては、学部・学科・専攻を越えた共通専門基礎科目を開設するとともに、他学部等の授業を自由に履修できるよう選択の幅を広くする。
- ④ 上記のような履修が、学生の学習能力及び進路希望等に応じ効果的に実施できるよう、幾つかの履修モデルを作成、提供するとともに、懇切な指導体制をとる。

また、学生個々の能力に応じた個別指導を重視し、補習教育を充実する。

(2) 情報化等技術革新の成果を最大限活用した教育

- ① 障害を補償し、情報の受発信を保障するため、障害に応じ、画像、音声、振動、触覚等を含む情報メディアを、教材の提示、システム利用法の解説、学習結果の記録・報告・発表などに幅広く、効果的に活用する。また、学生がこれら情報メディアを自由に利用できるようにし、自主学習を支援する。
- ② 学内 LAN をはじめとするネットワークシステムを整備し、学生全員にパーソナルコンピュータを保持させることを基本に、積極的にネットワークを活用した教育を展開する。
また、電子メールによるレポート提出、インターネット等の利用による最新情報を用いた授業の実施、外部学生等との意見交換、電子掲示板等を用いた授業、学生生活等に関する意見交換・指導、ホームページを利用した就職活動などを行う。
- ③ 双方向の授業が展開できるよう少人数教育を実施する。また、各種メディアを効果的に活用し、教育の双方向性を一層高める。特に、SCSやテレビ電話システム、インターネットを活用することにより、学外（海外を含む。）とのリアルタイムの双方向学習を推進する。

- ④ 以上のような教育を円滑に実施するため、情報基盤の整備を進めるとともに、学習を適宜的確に指導できるティーチングアシスタントの活用を図る。
- (3) 大学内外との連携による体系的・効果的な指導
- ① 社会との関係を密接にするため、実社会のフィールドに出掛け、実践的な体験をするため、インターンシップ（実習，外部講師の講義）を必修として開設する。また，企業や官公庁の最先端技術者や経営者，社会で活躍する本学卒業生等を招へいし，授業等を担当願うことにより，社会との交流を深める。
 - ② 他学部との共同授業，交換授業，放送大学や他大学との単位の互換，大学間交流協定校との交流などを推進し，学生の履修機会や実体験の拡大を図る。
 - ③ 社会人の受入れ，本学卒業生の再入学などのリフレッシュ教育を推進するため，編入学定員の確保，科目等履修生の受入れを図り，地域社会との連携を重視する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部, 学科又は課程の目的を含む。)が, 明確に定められ, その目的が, 学校教育法第 83 条に規定された, 大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到る状況】

本学は, 聴覚・視覚障害者を対象とする国内唯一の高等教育機関として, 筑波技術大学学則(以下「学則」という。)第 1 条(資料 1-1-①-A)に大学の目的を定めており, 学部の目的については学則第 2 条(資料 1-1-①-B)に定めている。また, 教育理念をホームページに掲載している(資料 1-1-①-C)。さらに, 中期目標に基本的な目標及び教育に関する目標を定めている(資料 1-1-①-D)。

資料 1-1-①-A 学則(抜粋)

第 1 章 目的, 自己評価等
(目的)

第 1 条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)の規定に基づき設置される国立大学法人筑波技術大学(以下「法人」という。)及び法人が設置する筑波技術大学(以下「本学」という。)は, 聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ, 障害を補償した教育を通じて, 幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し, 両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに, 新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。

(出典: 国立大学法人筑波技術大学学則)

資料 1-1-①-B 学則(抜粋)

第 2 章 学部及び収容定員
(学部及び収容定員)

第 3 条 本学に, 産業技術学部及び保健科学部を置く。

2 前項に規定する学部は, 次の各号に定めることを目的とする。

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし, その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより, 聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに, 技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し, 社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし, その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより, 視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに, 東西医学統合医療及び情報の連携を図り, 情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人材を育てていく。

(出典: 国立大学法人筑波技術大学学則)

資料 1-1-①-C ホームページ「大学の概要」(抜粋)

<p>教育の理念</p> <p>本学の教育理念を以下に記します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間形成に資する幅広い教養を習得させ、社会性の涵養を図る。 2. 障害を理解・克服し、自ら社会に適合できる自主性、柔軟性の育成を図る。 3. 情報化社会に対応できる情報リテラシーと国際化に対応できる語学力や学生生活・社会生活を円滑に行うためのコミュニケーション能力の育成を図る。 4. 専門技術の習得に必要な専門基礎教育及び専門教育を充実し、社会が求めている専門的、応用的職業能力及び指導能力の育成を図る。

(出典：国立大学法人筑波技術大学ホームページ)

資料 1-1-①-D 中期目標 (抜粋)

<p>大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人筑波技術大学（以下「筑波技術大学」という。）は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、これからの知識基盤社会に対応するため、個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力をもつ専門職業人を養成し、両障害者が社会的自立を果し自ら障害を持つリーダーとして社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法の研究と実践を通して国内外の障害者教育の発展に資することを基本的な目標とする。</p> <p>この基本的な目標を踏まえ、高等教育の内容に関わる各専門分野の研究の推進を図るとともに、最新の科学技術を利用して聴覚・視覚の障害を補償する教育方法・システム等を開発し情報授受のバリアのない教育環境の構築に努める。</p> <p>また、聴覚・視覚障害学生を受け入れている他大学等に対する支援や、世界各国の高等教育機関との障害者に係る教育研究に関する国際交流活動等を推進する。</p> <p>さらに、東洋医学と西洋医学を統合した教育研究を推進するとともに、特色ある医療活動を通じて地域医療に貢献する。</p> <p>筑波技術大学は、これらの目標をより高いレベルで達成していくために、大学院設置を視野に教育研究の充実を図る。</p> <p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、幅広く深い教養、高い公共性・倫理性及び総合的な判断力、生涯にわたって学習するための基本的素養を身につけさせるとともに、技術の高度化、専門化に柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成し、各専門の分野において社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。</p>
--

(出典：国立大学法人筑波技術大学中期目標)

【分析結果とその根拠理由】

学則に明示しているように、本学は、聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的としている。これは学校教育法に規定された目的から外れるものではない。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

該当なし

観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的や活動方針等について、ホームページ上（資料 1-2-①-A）に掲載し、教職員、学生及び広く社会に公表している。教職員に対しては、「大学概要」を全教職員へ配布することによって周知を行っている。学生に対しては、本学の目的や活動方針等を記載した「学生便覧」を配布し、入学時のオリエンテーションの資料として説明し、周知を図っている。受験生に対しては、本学の目的や活動方針等を記載した「大学案内」を各地で行う大学説明会やオープン・キャンパスで配布している。社会に対しても、ホームページ上で広く公表している（別添資料 1-2-①-B～D）。

資料 1-2-①-A 国立大学法人筑波技術大学ホームページ (<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/>)

別添資料 1-2-①-B 国立大学法人筑波技術大学概要 2008

別添資料 1-2-①-C 国立大学法人筑波技術大学大学案内 2008

別添資料 1-2-①-D 学生便覧（平成 20 年度）

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的や活動方針等は、大学概要等の刊行物の配布やホームページ等により、教職員、学生及び広く社会に公表している。以上により大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

4 年制大学になったと同時に、つくば市と連携協定を結び、つくば市が制定するユニバーサルデザイン基本方針を検証・策定するなど、引き続き連携事業を進めている。これは本学の特質を活かしたものであり、本学の存在が広く社会に認知されていくことにつながる。国際的には、4 年制大学になったことにより、国際的評価が高まることが期待される。

【改善を要する点】

国内的には、認知度が高まってきているが、一般高校などへ一層の広報活動が必要である。また、他大学に学ぶ障害者支援、各種学会における障害者支援、支援ボランティア団体との連携等を通して国内における本学の活動に対する認知度をさらに高めていく活動が重要である。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

4 年制大学の理念である、「本学は、聴覚・視覚障害者を対象に個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な技術を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的

自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発して障害者教育の改善に資することを目的とする」は、一層深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な専門能力を育成することを目的としており、学校教育法の定めに合致するものである。

全教職員に対して、国立大学法人筑波技術大学概要を配布することによって、目的を周知している。社会に対してはホームページ及び大学案内に記載し、配布すること、また大学説明会の開催を通して周知を図っている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

・産業技術学部

産業情報学科及び総合デザイン学科の2学科から構成されており，いずれも聴覚障害者が専門職業人として自立し，障害者のリーダーとして貢献していくのに適した専門分野での教育研究を行っている。

・保健科学部

保健学科及び情報システム学科の2学科から構成されており，いずれも視覚障害者が専門職業人として自立し，障害者のリーダーとして貢献していくのに適した専門分野での教育研究を行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学概要 2008

【分析結果とその根拠理由】

・産業技術学部

今年度は4年制大学の学生受入れ3年目の年度として，産業技術学部では2年次生よりコース選択が実施され，それぞれ所属するコースにおける専門教育が開始され2年目となっている。産業情報学科では7コース，総合デザイン学科では3コースの各々の専門コースに学生が配属され，専門教育が実施されている。専門課程への学生の受入れ方法及びその教育については，今後分析・検討する予定である。1年次生対象の教養教育課程に関してもつつがなく進行している。

・保健科学部

今年度は4年制大学の学生受け入れ3年目の年度として，1年次生は教養教育系科目を，2，3年次生は教養教育系科目のほか専門基礎科目と専門の基盤領域の科目に取り組んでいる。全体としてつつがなく進行している。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。

【観点到係る状況】

・産業技術学部

「教育課程実施検討WG」を引き続き開催し，教養教育系科目，専門基礎教育系科目及び専門教育系科目における学年進行に伴う，次年度の時間割や講義室等の割り振りなどを定めた。また，授業計画（シラバス），開設授業科目一覧を作成した。教養教育と専門基礎教育は，障害者高等教育研究支援センターの障害者基礎教育研究部と連携して実践に当たっている。障害者高等教育センターの授業担当者と学科の教員による成績

連絡会は、個々の学生の学習到達状況の把握に有効であり、学期毎に開催している。

・保健科学部

「教育課程実施検討WG」を中心に教養教育系科目の実施、授業内容を再検討し、平成21年度のカリキュラムの調整を行い、授業計画（シラバス）、開設授業科目一覧を作成した。

学生の教養教育は、障害者高等教育研究支援センターの障害者基礎教育研究部と連携して実践に当たっている。学科所属の教員が教養教育系科目を担当する際の授業科目の選定、回数、内容、方法及び専門課程との関連について検討した。また、教養教育を担当する教員（障害者高等教育研究支援センター所属の教員）の専門基礎教育や専門科目の担当について検討を行い、特に情報科学系の専門科目を担当するよう計画した。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学学則
- ・国立大学法人筑波技術大学履修規程
- ・国立大学法人筑波技術大学履修細則

【分析結果とその根拠理由】

教養教育を主として担う障害者高等教育研究支援センターの基礎教育研究部と学部が連携して、「教育課程実施検討WG」を開催し、教養教育系科目、専門基礎教育系科目等について検討した結果を、履修細則としてとりまとめ、その細則にしたがって実施しているため、つつがなく進行している。教養教育の成果については専門教育課程が進行した後に、分析・検討する予定である。

各学期に開かれる成績検討会を通して、教員全体で学生個々の学習状況を把握することに努めている。また、オフィスアワーだけでなく、個別指導を通して学習相談に随時応じている。

以上により、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

全学的なセンターとしては、1. 障害者高等教育研究支援センター、2. 保健管理センター、3. 情報処理通信センター、の3つが置かれている。

1. 障害者高等教育研究支援センターは、障害者支援研究部と障害者基礎教育研究部の2つの研究部からなる。

障害者支援研究部では、聴覚障害者や視覚障害者のための支援手法や機器の研究・開発及びコミュニケーション能力や職業能力の開発研究を行うとともに、両学部の学生及び教職員に対する支援や、他大学等で学ぶ聴覚障害者や視覚障害者に対する支援も行っている。

障害者基礎教育研究部では、両学部の学生に対する教養教育系科目、専門基礎教育科目に対し、情報保障を取り入れた授業の実践を行うとともに、こうした基礎教育全般に対するカリキュラムの研究等を行っている。

2. 保健管理センターは、学生と教職員の健康管理及び学生に対するカウンセリングを行い、精神面でのケア等を随時行っている。
3. 情報処理通信センターでは、学内ネットワークの管理運営及び整備を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

障害者高等教育研究支援センター、保健管理センター、情報処理通信センターは相互に協調しあうとともに学部と連携し、全学の教育研究を継続して支援する業務を行っている。

特別支援学校（聾学校）出身者と一般校からの出身者がほぼ半々の状態であり、入学後間もない1年次生に対しては手話だけでは学生全員に伝えられないので、障害者高等教育研究支援センター聴覚障害系では、支援部門の協力を仰ぎ、授業や各種連絡事項の伝達に文字情報の提供を行ってきた。漢字にルビをつけることや、音声認識を使った音声を直接文字に変える方法も使われている。また、基礎学力不足の学生に対して数学、物理学及び英語等の科目で補習を行っている。視覚障害系では、学生個々のニーズに合わせた教材作りを行っている。教育面での必要性和機器開発・研究が結びつき、よい協力体制が構築されている。

保健管理センターでは、毎年行っている学生及び教職員の健康診断の受診率が90%を超えており、健康管理上の大きな力になっている。また、メンタルケアのためのカウンセリングも親元を離れた学生たちの大きな支えになっている。

情報処理通信センターでは、学外との通信及び情報収集のために最も重要な手段になっているネットワークを管理し、運用している。今年度も、大きなトラブルや使用上の問題を起こさず、ネットワークシステムを運用できたことは、教育・研究・大学運営の大きな力になっている。

以上のように、3つのセンターが、教育研究の目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人筑波技術大学教授会規程には教授会の審議事項として、教育課程の編成に関すること、並びに学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業に関することを明記している。毎月1回開催される各部局教授会では、これらの教育活動に係る重要事項が審議されている。また、各部局の全教員で構成される教員会議や各学科等の教員会議で、教授会の審議・決定事項が報告されている。

[根拠となる資料・データ]

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学教授会規程
- ・教授会等の議事録等

【分析結果とその根拠理由】

教授会で教育活動に係る重要事項が審議され、また、教員会議や学科会議で教授会の審議・決定事項を報告しているため、全教員へ周知がなされていると考えている。

以上により、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断する。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教務委員会は産業技術学部・保健科学部の各学科及び障害者高等教育センターから委員を選出し、全学構成となっている。教育課程や教育に関する諸事項を検討している。また、各学部における固有の教育課程及び教育に関する検討は各部に設置されたワーキンググループ (WG) によって実質的に行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学教務委員会規程
- ・教務委員会等の議事録等

【分析結果とその根拠理由】

教務委員会は年 4 回開催され、全学的な見地から、教育課程や教育に関する諸事項を検討しているが、昨年度同様、授業内容及び成績評価基準をより明確にしたシラバスの作成を行っている。このことにより、授業水準の維持やより厳格な成績評価に役立っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・産業技術学部

本学における成果を広く知らしめるためにも筑波技術大学 FD・SD ハンドブック「聴覚・視覚障害学生の修学のために」が本学 FD・SD 企画室により編纂され、冊子として広く提示が可能となった。また成果についてはさらに分析・検討を続ける予定である。本学には全国各地の特別支援学校（聾学校）または一般高校の普通科や職業科で学んだ聴覚障害者が入学することから、学生の履修歴の違いが大きい。このため、入学前の履修歴を踏まえ、数学、物理学の特別授業を実施しているが、これは高等教育を成功させる上で非常に効果があった。

- ・保健科学部

教養教育を担当する教員と教養教育科目の在り方、教育方法等を検討するとともに、各学科はクラス運営の一つの手段として、チューター制あるいはアドバイザー制を敷いて個別指導を行っている。各学年の学生指導は担任を中心に2～4名の教員で主に担当し、1人の教員は4～5名の学生を受け持っている。定期的（平均月1回）に開催される検討会で、学生の学習状況、出席状況、生活状況等の情報を共有し、個別指導の基礎資料としている。

国家試験を課せられている鍼灸学専攻と理学療法学専攻では、学力に応じたグループ編成をし、個別指導等も行っている。

【改善を要する点】

4年制大学としての3年目に入り、教育課程の進行にあわせて専門基礎科目と専門科目が開講されているが、聴覚・視覚両障害者のための我が国唯一の4年制大学としての最初の教育課程の実施に対し、年度終了ごとの検証・評価をする機会を設けることが必要と思われる。本学の教育課程が、特にアジア諸国の障害者高等教育の参考にされることを考え、点検・評価・改善を行い、より良い教科課程を提示できるよう努めることが必要である。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

教育課程実施検討WGを継続し、効果的な授業の進め方等について、問題点を含めて引き続き検討を行っている。

- ・産業技術学部

入学時に産業情報学科と総合デザイン学科の2学科に分かれるが、2年次でそれぞれ、7と3（計10）の専門コースに所属することになっている。また、学期ごとに開催する成績検討会は、学生の学習状況に関する把握と同時に、学生個々の指導に対する教員全体での取り組みにつながっている

- ・保健科学部

教養教育は、障害の特性に配慮した学習指導を通して、幅広い教養を身に付け、生涯に渡って学習を継続し、社会自立と社会貢献のできる人材を育成するための教育課程を編成してきた。そのために、「教養系科目検討WG」を立ち上げ、教養系科目（一般教養科目、外国語科目、情報リテラシー科目障害補償科目、保健体育科目）の在り方、授業方法等の検討を毎年行っている。教養教育系科目は、学生の適性に合うように選択科目を多く開設してきた。文章技法講座では、1つのテーマについて簡潔で分かりやすい、理論的な文章の書き方・まとめ方等を修得させている。視覚障害補償科目では、自立した社会生活を送る上で必要な視覚障害補償に関する講義・実習を行っている。

教養教育系科目の在り方、教育方法等を教養教育系科目担当教員と検討している。各学科はクラス運営の一つの手段として、チューター制あるいはアドバイザー制を敷いて個別指導を行うとともに、各学年の学生指導は担任を中心に2～4名の教員で主に担当し、1人の教員は4～5名の学生を受け持っている。定期的（平均月1回）に開催される検討会で、学生の学習状況、出席状況、生活状況等の情報を共有し、個別指導の基礎資料としている。

- ・障害者高等教育研究支援センター

教養教育等の担当者がすべて同センターに所属しているので、異なる科目間の連絡も十分行えるなど、教養教育系科目の充実に役立っている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

・産業技術学部

教員は、研究の専門分野に合わせて、産業情報学科、総合デザイン学科の2学科のいずれかに属するように編成されている。産業情報学科の専門分野は機械工学、建築工学、電子工学、情報工学である。また、総合デザイン学科は、視覚伝達デザイン学、生産デザイン学、建築デザイン学である。学内の役割分担はそれぞれの所属から選出された委員を中心に受け持っており、各委員会やクラス担当まで漏れることなく配置されている。また、それぞれの学科及び系が教育研究に責任を持ち、組織的に連携しながら学部としての運営を図っている。

・保健科学部

教員は、研究の専門分野に合わせて、保健学科、情報システム学科の2学科のいずれかに属するように編成されている。保健学科の専門分野は鍼灸学、理学療法学であり、情報システム学科は情報システム学である。

・障害者高等教育研究支援センター

障害者支援研究部には、障害補償システム開発研究、障害者能力開発研究及び支援交流室の3部門に専門の知識、研究能力を持った教員を配置している。また、障害者基礎教育部においては、障害を配慮した総合教養科目、主題別教育科目、言語・情報教育科目、障害関係教育科目、健康・スポーツ教育科目、専門基礎教育科目（数学、物理学）等を担当できる教員により編成されている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議事録
- ・国立大学法人筑波技術大学概要 2008（学部・学科等ごとの教員配置状況）

【分析結果とその根拠理由】

・産業技術学部

教員は、研究の専門分野に合わせて、産業情報学科、総合デザイン学科の2学科のいずれかに属するように編成されているので、機械工学、建築工学、電子工学、情報工学、視覚伝達デザイン学、生産デザイン学、建築デザイン学の専門分野を異にする教員同士のコンタクトが密となり、学際領域の教育研究がさらに促されるものと期待される。

・保健科学部

教員は、研究の専門分野に合わせて、保健学科、情報システム学科の2学科のいずれかに属するように編成されているので、鍼灸学、理学療法学、情報システム学の専門分野を異にする教員同士のコンタクトが

密となり、学際領域の教育研究が促されるものと期待される。

・障害者高等教育研究支援センター

教員は、障害者支援研究部と障害者基礎教育研究部のいずれかに属するように編成されているので、研究成果を教育実践に活かすことやニーズ先行型の研究が行われるものと期待される。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学では、少人数教育を基本とする教育課程を遂行するため、少ないながらも新規の増員や助教から講師・准教授への昇格など、授業担当可能な教員の増員を図ってきた。現在の教員の職種は、教授、准教授、講師、助教、助手となっている。専任教員が対応できない専門分野や社会人としての準備に関する科目等は、非常勤講師を任用している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学概要 2008（学部・学科等ごとの教員配置状況）

【分析結果とその根拠理由】

4年制大学の学生の受け入れにあたり、少ないながらも新規の増員や助教から講師・准教授への昇格があり、4年制大学としての教育課程を遂行する教育力が向上し、現在のところ、学士課程の教育を遂行する上で教授、准教授、講師、助教、助手の専任教員数は、問題ないと考えている。

専任教員が対応できない専門分野や社会人としての準備に関する科目等には、非常勤講師を任用している。このため、学生は幅広い専門分野の知識や社会人として心構えを涵養することが可能となっている。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

該当なし

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

・産業技術学部，保健科学部

産業技術学部では機械工学，建築工学，電子工学，情報工学，視覚伝達デザイン学，生産デザイン学，建築デザイン学，また，保健科学部では鍼灸学，理学療法学，情報システム学の各学問分野の専門家であることはもちろんであるが，加えて，聴覚・視覚障害者の教育に熱意と経験を持っている。学年進行終了時までの4年間で途中定年となった教員については，大学設置・学校法人審議会の認可を受け，年齢構成，性別，企業出身者等に配慮して後任者を採用している。

[根拠となる資料・データ]

- ・教員公募資料

【分析結果とその根拠理由】

専任教員は大学，研究所出身者と企業出身者がバランスよく配置され，教育活動の活性化につながっている。教員全体の中で，女性教員が約13%，外国人の専任教員は約3%在籍しており，また障害がある教員も約10%在籍している。

大学設置・学校法人審議会の学年進行中である4年間において，途中定年となる教員については，年齢構成，性別，企業出身者等に配慮して後任者の採用を決定している。

任期制については，障害者教育という特殊性により，長期の経験と地道な教育研究が必要になるため，特別なプロジェクト等のための特任教員以外は導入していない。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。

特に，学士課程においては，教育上の指導能力の評価，また大学院課程においては，教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用基準や昇格基準等については，「筑波技術大学教育職員の選考に関する申合せ」で定めている。

教員の教育上の指導能力評価に関しては，教員評価プロジェクトで検討した結果をもとに，今年度は教員全員の評価を実施した。ここにおいては教育活動の領域，学術・研究活動の領域，社会・国際貢献の領域，組織運営・管理の領域に関して自己評価を行い，適切な運用がなされるべくフィードバックされた各自の評価における判断によりさらなる発展へと自己努力がなされるよう図られている。

[根拠となる資料・データ]

- ・国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する申合せ
- ・国立大学法人筑波技術大学助手の選考基準に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

筑波技術大学の専任教員はすべて，大学設置・学校法人審議会の審査において，教育研究業績の評価を受けている。すべての教員が学士課程において，教育上のすぐれた指導能力を有していると考えている。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

・産業技術学部

学生による授業評価アンケートを年 1 回（単学期で終了する科目は学期末）行っている。授業評価アンケートは、学部内に設置した教育点検評価委員会で集計・分析を行っている。また、教員の教育活動等を評価するために、評価プロジェクトを設置し、評価基準の作成を行い、評価を実施した。

・保健科学部

毎年、学期ごとに「学生による授業評価」をアンケート形式で行っている。集計結果は、学部内に設置した授業評価等委員会を通して担当教員にフィードバックされ、授業改善の資料としている。また、教員相互の授業参観を行い、任意に授業の内容や進め方等の感想を提出し、教育方法改善の資料としている。また、教員の教育活動等を評価するために、評価プロジェクトを設置し、評価基準の作成を行い、評価を実施した。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・学生による授業評価アンケート
- ・教員評価プロジェクト資料
- ・国立大学法人筑波技術大学評価委員会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学評価室規程

【分析結果とその根拠理由】

・産業技術学部

教育点検評価委員会を設置し、学生による授業評価アンケートの集計・分析を行っている。その結果は、文書でまとめられ、教員へフィードバックされるので、授業改善に役立っていると考えている。

・保健科学部

各授業に対して 13 の質問項目と 5 段階の評価で行っている。保健科学部全体の統合集計結果、各学科専門科目の集計結果および各担当教員への集計結果が出され、その平均値は 3.5～4.1 の範囲にある。

また、学生から授業への改善点、取り上げて欲しい内容やカリキュラム等の要望が提出され、カリキュラム編成の参考になっている。教員相互の授業参観では、授業の内容や進め方等に関する感想が多数提出されており、教育方法改善に大いに役立っている。

このことにより、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているものと考えられる。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

・産業技術学部

機械工学，建築工学，電子工学，情報工学，視覚伝達デザイン学，生産デザイン学，建築デザイン学の各学問分野の研究が進められている。これらの研究は専門科目の内容と相関性を有している。また，聴覚障害者のための授業支援システムや専門分野に関わる指導法の研究も多数行われている。

・保健科学部

鍼灸学，理学療法学，情報システム学の各学問分野の研究が進められている。これらの研究は専門科目の内容と相関性を有している。また，視覚障害者のための授業支援システムや専門分野に関わる指導法の研究も多数行われている。

・障害者高等教育研究支援センター

聴覚及び視覚障害に関わる研究，授業支援や能力支援に関わる研究が行われており，これらの研究は，教育内容，方法等と極めて密接な関連を有している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学ホームページ
- ・国立大学法人筑波技術大学テクノレポート (Vol. 15, 2008)

【分析結果とその根拠理由】

学術・社会貢献推進委員会では，今年度の全教員の研究業績を調査し，これをテクノレポートに掲載している。これによれば機械工学，建築工学，電子工学，情報工学，視覚伝達デザイン学，生産デザイン学，建築デザイン学，鍼灸学，理学療法学，情報システム学の各専門分野に関わる多数の研究結果の発表がなされており，これらを基礎にする充実した専門教育が在学生へ実施されていると考えている。また，今後の学士課程の専門教育にも反映されていくことが期待される。

同様に障害者高等教育研究支援センターにおける各専門分野においても研究成果発表が多数行われており，これらを基礎とした教養教育及び教育支援が学生に実施されてきた。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課それぞれの教務係において，4年制大学の教務関連規則の整備，開設授業科目一覧やシラバスの編集などを行ってきた。

産業技術学部及び保健科学部の教育研究の支援を行うため，各支援課に教育研究支援室が設置され，技術職員が実験や演習科目の技術的支援（学内情報システム，機材の製作・保守を含む），学生への技術面の指導に当たっている。

また，聴覚障害の学生に対して適切なコミュニケーションを図ることの困難な新任の教員や非常勤講師の授業に手話通訳者または字幕提示などの情報保障を実施している。

視覚障害の学生に対しては，障害に応じて点字や拡大文字等による教材の提供等の情報保障を実施している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学事務組織規程
- ・国立大学法人筑波技術大学事務分掌細則

【分析結果とその根拠理由】

教務委員会や各部の教授会で審議，決定された教育課程の基本方針に基づき，教務係が，教育課程に関わる諸規則の整備，開設授業科目一覧やシラバスの編集・発行，学生の成績管理等に当たっている。

教育研究支援室が設置されており，技術職員が実験や演習科目の技術的支援（学内情報システム，機材の製作・保守を含む），学生への技術面の指導に当たっているが，4年制大学の学生の学年進行による増加，学修内容の高度化に伴って，有効に機能するには，さらに学部との関係など，組織体制を含めた検討が必要である。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

障害者への専門教育を成功させる上で必須となる，少人数教育と個別的指導が行われている。また，障害者のための授業支援システムや専門分野に関わる指導法の研究が積極的に行われており，研究成果が他大学等の教育現場にもフィードバックされている。

【改善を要する点】

障害系支援課に教育研究支援室が設置され，技術職員が実験や演習科目の技術的支援（学内情報システム，機材の製作・保守を含む），学生への技術面の指導に当たっている。4年制大学への移行に伴って，1学年分の学生数の増加，学修内容の高度化に伴って新たな課題が浮上し，今後，組織体制を含めた検討も必要である。

（3）基準3の自己評価の概要

教員は，産業技術学部では，機械工学，建築工学，電子工学，情報工学，視覚伝達デザイン学，生産デザイン学，建築デザイン学，また，保健科学部では鍼灸学，理学療法学，情報システム学の各学問分野の専門家であることはもちろんであるが，加えて，聴覚・視覚障害者の教育に熱意と経験を持っている。大学設置・学校法人審議会の管理下にある4年間で途中定年となる教員については，年齢構成，性別，企業出身者等に配慮して後任者の採用を決定している。

4年制大学の学生の受け入れに当たり，少ないながらも新規の増員や，助教から講師・准教授への昇格があり，教育力の向上が見込まれ，学士課程の教育を遂行する上での専任教員数の問題はないと考えている。

学士課程の教育が十分に行えるように，各部局の体制が整備されたが，教育体制の課題等を分析・検討を行う必要がある。

教員枠（定員）は，充足されており，教育課程を遂行するに当たっての問題はない。なお，非常勤講師を依頼することにより，学生は幅広い専門分野の知識や社会人として心構えを涵養することが可能となっている。

専任教員は，大学，研究所出身者と企業出身者がバランスよく配置され，教育活動の活性化につながっている。男女別構成は女性教員が全体の約13%で，外国人の専任教員は約3%を確保している。また，障害を持った教員が約10%おり，障害者教育において重要な役割を果たしている。

教員の採用に当たっては公募制をとっている。任期制については、障害者教育という特殊性により、長期の経験と地道な教育研究が必要になるため、導入していない。

「教育活動に関する点検評価WG」を設置し、学生による授業評価アンケートの集計・分析を行っている。その結果は文書でまとめられ、教員へフィードバックされるので、授業改善に役立っていると考えている。また、教員の教育活動等を評価するために、評価プロジェクトを設置し評価基準の作成を行い、評価の試行を行っている。

同様に、障害者高等教育研究支援センターにおける各専門分野においても、聴覚及び視覚障害に関わる研究、授業支援や能力支援に関わる研究成果発表が多数行われており、これらを基礎とした教養教育及び教育支援が行われている。

教育を支える事務組織として、障害系支援課教務係が、教育課程に関わる諸規則の整備、開設授業科目一覧やシラバスの編集・発行、学生の成績管理等に当たっている。なお、教育課程の基本方針は教務委員会や各部の教授会で審議、決定されている。

障害系支援課には教育研究支援室が設置され、実験や演習科目の技術的支援（機材の製作・保守を含む）、学生への技術面の指導に当たっている。

障害者高等教育研究支援センターにおける各専門分野においては、聴覚及び視覚障害に関わる研究、授業支援や能力支援に関わる研究成果の発表が多数行われており、これらを基礎とした教養教育及び教育支援が学内外においても実践的に行われている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学が聴覚障害者及び視覚障害者を対象とする我が国唯一の国立大学法人であることから、聴覚障害者のための産業技術学部及び視覚障害者のための保健科学部、それぞれの学部において入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

各学部の入学者受入方針及び入学者選抜の方針は、入学者選抜に関する要項、学生募集要項で明示し、ホームページにも掲載している。大学案内、入学者選抜に関する要項及び学生募集要項は学内の全教員及び全国の特別支援学校（聾学校、盲学校）、一般高校へ配布し、また、オープンキャンパスや全国各地で大学説明会を開催して、受験生への理解を深めている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・平成 21 年度入学者選抜に関する要項
- ・平成 21 年度学生募集要項
- ・国立大学法人筑波技術大学 2009・大学案内
- ・国立大学法人筑波技術大学ホームページ

【分析結果とその根拠理由】

本学は聴覚障害者及び視覚障害者を対象とする我が国唯一の国立大学法人であり、教育の対象者が明確になっているため、聴覚障害者のための産業技術学部及び視覚障害者のための保健科学部、それぞれの教育目的に沿った入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を成文化し明確に定めている。教育目的に沿った求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針等が書かれてある大学案内、入学者選抜に関する要項、学生募集要項は全国の教育機関等へ広く配布され、本学ホームページへも掲載されている。また、オープンキャンパスや全国各地での大学説明会を開催し、広く公表し周知に努めている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って選抜方法を定めており、選抜方法は多様な人材を受け入れるため、個別学力検査（前期日程）及び推薦入試、A0 入試及び社会人特別選抜を実施している。これらの入試では、アドミッション・ポリシーに合致した学生を受け入れるために、すべての入試で面接を実施している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・平成 21 年度学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）及びその方針に合致する入学者選抜方針に沿って、選抜方法を定め個別学力検査（前期日程）及び推薦入試、AO 入試及び社会人特別選抜を実施している。

これらの入試では面接を実施し、アドミッション・ポリシーに合致した学生かどうかのチェックも実施している。また、募集人員は満たされていることから、学生受け入れ方法が全体として実質的に機能しているといえる。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

社会人、留学生の受け入れについては平成 21 年度学生募集要項で、出願資格、選抜方法等を明記している。

また、本学ホームページに社会人や留学生志願者に配慮した内容の項目を増やし、充実を図った。英語版については、日本語版の内容に加えて留学生が必要とする各種情報の提供を検討した。

なお、平成 21 年度鍼灸学専攻 3 年次編入学生受け入れのため募集要項を作成して関連施設（161 カ所）に配布した。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・平成 21 年度学生募集要項
- ・平成 21 年度入学者選拔出願状況
- ・平成 21 年度 3 年次編入学学生募集要項
- ・国立大学法人筑波技術大学ホームページ

【分析結果とその根拠理由】

社会人特別選抜は、推薦入試に準じて行っているが、学力検査内容の一部を免除するなど、受験の負担軽減に配慮しており適切に対応していると考えている。また、平成 20 年度鍼灸学専攻 3 年次編入学生受け入れのため募集要項を作成している。

以上のことにより社会人、留学生、編入学生の受け入れについては、学生募集要項で、出願資格、選抜方法等を明記しており、また、本学ホームページに社会人や留学生志願者に配慮した内容の項目を増やし、充実を図っている。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜の実施体制は学部ごとの入学試験実施委員会（国立大学法人筑波技術大学入学試験実施要項参照）

を開催し、検討事項を基に全学の入学試験委員会（国立大学法人筑波技術大学入学試験実施要項参照）に諮っている。同委員会では基本方針の策定、実施計画、学生募集、合格候補者の選考基準及び選考、選抜方法の改善、その他の入学者選抜に関する重要事項について審議する。各実施委員会は入学試験委員会が定める方針に従って、当該学部の入学者選抜に関する必要な事項を審議するとともに、各小委員会を統括・調整して入学者選抜を実施し、それらの結果を入学試験委員会に報告している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学入学試験実施要項

【分析結果とその根拠理由】

入学試験委員会の組織は学長、学長が指名する理事、産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び副センター長、保健管理センター長、各学科・専攻長、障害者支援研究部門の各部門長及び保健管理センターの各障害系センター主任、その他学長の指名するもので構成されている。委員長は学長が務め、副委員長は副学長をもって構成し、委員長は委員会の招集・開催をしている。各実施委員会は当該学部の学部長が委員長を務め、委員は当該学部の入学試験委員会委員、各小委員会の委員長、その他学部長が指名するもので構成されている。

合格候補者選考委員会は産業技術学部・保健科学部に置き、委員長は各学部長で、当該学部の各学科・専攻委員会で合格候補者を選考し、統括・調整して合格候補者を選考の上、入学試験委員会に報告している。

これらのことから入学者選抜は適正に行われていると判断する。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜の改善のために入学者選抜方法検討委員会（国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程参照）を置き、入学者選抜方法の改善のための調査研究、入学者の学業成績の追跡調査を行っている。入学者選抜方法検討委員会ワーキンググループが中心となって、入学試験における評価と入学後の学修状況の追跡調査を行い、聴覚・視覚障害がある学生に配慮した4年制大学に係る入学試験制度を検討した。本年度も個別学力試験に先立って、大学入試センター試験（国語、外国語、数学）を利用した。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

選抜方法検討委員会は入学試験委員会副委員長、産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び副センター長、入学試験委員会委員長が指名する委員で組織されている。委員長は入学試験委員会副委員長をもって構成している。さらに当該学部にはワーキンググループを作り、入学試験の評価と追跡

状況調査を検討している。大学入試センター試験においては、産業技術学部産業情報学科においては国語、外国語、数学の3教科、産業技術学部総合デザイン学科においては国語、外国語の2教科、保健科学部においては国語、外国語、数学の3教科の受験を課し、個別学力試験の結果と合わせて入学選抜の資料としている。

以上の取り組み状況からも入学者選抜の改善に役立っていると評価する。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部入学定員 50 名のところ、平成 21 年度の志願者数は 78 名、受験者数は 77 名、合格者数は 52 名、入学手続完了者数は 51 名であった（入学者選抜実施状況、入学者選抜方法研究委員会議事録、入学者状況（入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数）参照）。

保健科学部は入学定員 40 名のところ、平成 21 年度の志願者数は 57 名、受験者数は 57 名、合格者数は 41 名、入学手続完了者数は 40 名であった（入学者選抜実施状況、入学者選抜方法研究委員会議事録、入学者状況（入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数）参照）。

産業技術学部では、特別支援学校（聾学校）、一般高校等でのミニ大学説明会、障害児を持つ親の団体や高等学校の進路担当者、養護教諭等との連絡を密にし、PR活動を積極的に実施した。

保健科学部では、本学の紹介と受験者獲得のため、インターネットの asahi.com. による保健科学部入試のバナー広告を通年に渡って行った。また、受験対象者のいる一般高校や特別支援学校（盲学校）に出張しての説明や、一般高校、盲学校高等部、全国弱視学級、障害者関連センター協会、日本網膜色素変成症協会、医療関係（医科大学含む）、学会関係、広報関係などの学校、施設並びに関係機関等へ大学紹介の電話連絡や直接訪問などの広報活動を実施した。

【分析結果とその根拠理由】

産業技術学部の過去 4 年の実入学者数は平成 18 年度が 50 名、平成 19 年度が 51 名、平成 20 年度が 51 名、平成 21 年度が 51 名であった。

保健科学部の過去 4 年の実入学者数は平成 18 年度が 37 名、平成 19 年度が 42 名、平成 20 年度が 39 名、平成 21 年度が 40 名であった。以上の結果から、産業技術学部、保健科学部とも実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況に至っていないと判断する。

【根拠となる資料・データ】

- ・国立大学法人筑波技術大学概要 2009
- ・平成 21 年度入学者選拔出願状況

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜は組織的に公平に行われている。

産業技術学部は入学定員 50 名のところ、平成 21 年度の志願者数は 78 名、受験者数は 77 名、合格者数は 51 名、入学手続完了者数は 51 名であり、適切な選抜ができる志願者数であると判断される。

社会人、留学生の受け入れに関しても、受験の負担軽減、授業料免除制度の導入、語学的なサポート及び留学生奨学金に関する事務手続き等の支援を行い充実を図っている。また、平成 20 年度鍼灸学専攻 3 年次編入試験を実施し、定員の充足を図っている。

【改善を要する点】

保健科学部保健学科鍼灸学専攻では、平成 21 年度の入学者数が定員数を下回った。保健科学部としては志願者数 57 名、受験者数 57 名、入学手続完了者数は 40 名で学部全体の定員数 40 名は維持できたが、今後の学部としての受験者獲得のため、保健科学部入試対策特別委員会を設置して、従来に増したきめ細かな活動を行うことが必要である。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

本学の入学者選抜の実施体制は産業技術学部・保健科学部入学試験実施委員会で検討され、検討事項を基に全学の入学試験委員会に諮っている。入学試験委員会では基本方針の策定、実施計画、学生募集、合格候補者の選考基準及び選考、選抜方法の改善、その他の入学者選抜に関する重要事項について審議している。

入学試験委員会の組織は学長、学長が指名する理事、産業技術学部、保健科学部、障害者高等教育研究支援センター長及び副センター長、保健管理センター長、各学科・専攻長、障害者支援研究部門の各部門長及び保健管理センターの各障害系センター主任、その他学長の指名するもので構成されている。各実施委員会は当該学部の学部長が委員長で、委員は当該学部の入学試験委員会委員、各小委員会の委員長、その他学部長が指名するもので構成されている。合格候補者選考委員会は産業技術学部・保健科学部に置き、委員長は各学部長で、当該学部の各学科・専攻委員会で合格候補者を選考されたものを、統括・調整し合格候補者を選考し、入学試験委員会に報告している。

入学者選抜の改善のためには、学業成績の追跡調査を行っている。今年度も、入学試験における評価と入学後の学修状況の追跡調査及び大学入試センター試験の導入に関する諸問題の検討を引き続き行った。

過去 4 年の入学者数は、産業技術学部では入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。保健科学部鍼灸学専攻では、過去 4 年間の中で平成 18 年度及び平成 20 年度の入学者数が定員数を下回り、学部全体で定員数を維持できなかった。これを改善するために保健科学部入試対策特別委員会を設置して、きめ細かな受験者獲得のための活動を行った。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

産業技術学部及び保健科学部の教育課程は、「教養教育系科目」と「専門教育系科目」とに大別されている。

「教養教育系科目」はセミナー・総合教養科目、主題別教育科目、語学教育科目、障害関係教育科目、情報リテラシー科目及び健康スポーツ教育科目等の科目が開設されている。「専門教育系科目」は専門基礎系科目、基盤領域科目、中核領域科目に分けられ、学科・専攻ごとにその教育目的に則して編成されている。1年次の「教養教育系科目」と「専門教育系科目」の比率はほぼ8：2、2年次ではこの比率は2：8の割合に逆転し、「専門教育系科目」の比率が高くなっている。

産業技術学部は「産業情報学科」と「総合デザイン学科」から構成される。1年次は学科別に編成された専門基礎教育課程の科目を受講する。2年次以降は学生の希望、適性、成績などにより「産業情報学科」では「情報システムコース」、「コンピュータ科学コース」、「情報通信コース」、「電子システムコース」、「設計・加工システムコース」、「機械システムコース」、「環境・安全システムコース」の7コースと「総合デザイン学科」の「建築デザインコース」、「生産デザインコース」、「視覚伝達デザインコース」の3コースに分かれて授業が実施される。

保健科学部は「保健学科」と「情報システム学科」から構成される。「保健学科」はさらに「鍼灸学専攻」と「理学療法学専攻」に分かれ、学科・専攻別に編成された専門教育課程の科目が開講している。「保健学科」の1年次は、解剖学、生理学等、2年次では衛生学、生化学、病理学等の基礎医学科目や整形外科学、臨床治療学等の西洋臨床医学及び鍼灸・理学療法学の専門基礎科目を学ぶ。また、「情報システム学科」の1年次では、コンピュータシステム概論、プログラミング入門等、2年次ではコンピュータ機器論、情報アクセシビリティ、Webプログラミング、プログラム言語等、3年次ではシステムプログラミング、情報セキュリティ等、4年次ではネットワーク運用論、情報システム特別研究等を履修する。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・開設授業科目一覧
- ・授業計画シラバス
- ・平成20年度学生便覧

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教養教育と専門教育との連携が図られ各学科の専門性を重視するとともに、総合的な教育課程が体系的に編成されている。教養教育系科目については、幅広い教養を養い、基礎学力の向上を図る科目だけでなく、自分の障害を理解、克服し社会自立するのに役立つ聴覚障害関連の科目やコミュニケーション能力を養う科目を配置している。専門教育系科目については各学科の特性に照らした特徴的な授業科目を開設し、必修科目、選択

科目を適切に配当した各専門コースの履修モデルを提示している。特に、講義の多くには演習・実験・実習を組み合わせ、講義内容を体験的に理解できるように配慮している。

以上のように、障害を克服し、幅広い教養と専門職業人を養成し、社会自立と社会貢献できる人材の育成という教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置されており、授業内容と教育課程の編成は趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

総合的情報保障システムとしての遠隔地手話通訳システム・遠隔地リアルタイム字幕提示システムなどの増強、コミュニケーション能力開発に関する学外支援システム、学内教育情報及び生活情報支援システムの拡充、高等教育のための学内外視覚障害者アクセシビリティ向上の支援事業への取り組み、視覚・聴覚障害者の障害補償システム、教授システム、教育内容・方法、教育機器・教材の開発、障害者教育や障害者福祉の改善に役立つ研究等を実施している。

他の短期大学または大学等において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。修得した単位数は4年制大学では60単位を上限として卒業要件として認めている（国立大学法人筑波技術大学学則第22条（単位互換）参照）。

産業技術学部では2名の学生に対して教養教育系科目では延べ4科目を認定した。また、インターンシップ、卒業生による特別講義も取り入れている。数学、物理の基礎学力が低い学生には、「基礎数学演習Ⅰ、Ⅱ」、「基礎物理学演習Ⅰ、Ⅱ」を受講させるとともにチューターによる補習を実施している。

保健科学部では9名の学生に対して教養教育系科目では延べ100科目、専門教育系科目は76科目を認定した。また他学科及び他専攻の授業科目を履修申請することもできる（国立大学法人筑波技術大学履修規程第5条（他学科等の授業の履修）、国立大学法人筑波技術短期大学履修規程第5条（他学科の授業科目）参照）。情報システム学科の3年次に情報システム特別実習でインターンシップを、また、鍼灸学専攻の4年次を対象として、鍼灸に関わりのある医療機関で特別実習（インターンシップ）を実施している。

特色ある大学教育支援プログラム「聴覚・視覚障害学生に対する教育方法の改善—主として授業における情報保障の視点から—」で得られた研究の成果が全ての授業に反映されている。

大学院進学意欲のある学生、あるいは進学の可能性のある学生に対し、早い時期に進学希望大学院の検討、具体的な進学予定先での情報収集、それに基づく勉学指導等のきめ細かな指導を継続実施している。

【根拠となる資料・データ】

- ・国立大学法人筑波技術大学学則第22条（単位互換）
- ・国立大学法人筑波技術大学履修規程第5条（他学科等の授業の履修）

【分析結果とその根拠理由】

総合的情報保障システム関連の増強、コミュニケーション能力開発に関する学外支援システムの拡充を実施しながら、高等教育に関わる支援事業の取り組みや視覚・聴覚障害者の障害補償システム等に関する開発改善に役

立つ研究を続けており、本学の講義の情報保障の充実や学外支援に対する運用実績を積み重ねている。これらの事実から、研究活動と授業内容との間には密接な関係を有し、本学の特性に応じた研究の成果が授業に反映されているものと判断する。

特色ある大学教育支援プログラムである「聴覚・視覚障害学生に対する教育方法の改善―主として授業における情報保障の視点から―」による研究の成果が全ての授業に反映されている。

また、単位互換、インターンシップ、卒業生による特別講義、基礎学力不足の学生に補習等を実施しており、学生からの多様なニーズ、社会からの要請に応えている。

保健科学部では短大並びに大学卒者の占める割合が高く単位認定も増えている。その結果として、専門科目への取り組みに十分な時間が配慮されており、インターンシップも充実している。

以上のことより、学生の履修や進路などに関する多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

試験期間を除いて、学期15週の授業時間を確保するとともに、組織的な学習指導として、入学時のオリエンテーション等において履修モデルを示すことにより適切な履修選択ができるように指導を行っている。また、さらに十分な学習時間の確保のため、当該年度の履修科目は50単位を超えて申請できないものと定めているが、前年度に卒業要件となる単位を優れた成績で修得したと認める学生については、前項の単位数の上限を超えて履修申請することができるとしており、学生の学力に応じた弾力的な履修ができるよう配慮してある。さらに、学年担任や副担任あるいは学科専攻におけるチューター並びにアドバイザーは、単位取得に必要な学習時間が確保できるよう適切な個別指導を行い、単位の实質化を図っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学学則第26条（申請科目数の上限設定）
- ・国立大学法人筑波技術大学履修規程第4条第2項（Ⅱ）

【分析結果とその根拠理由】

試験期間を除いて、学期15週の授業時間を確保し、また、学習指導として履修モデルを示し、十分な学習時間の確保のため履修単位の上限を設定することにより適切な履修選択ができるように指導を行っている。なお、当該年度の履修単位数の上限に関しては学生の学力に応じ、弾力的な運用が可能にしてある。さらに、学年担任や副担任あるいは学科専攻におけるチューター並びにアドバイザーによる個別指導により、単位取得のための十分な学習時間が確保されていると判断できる。このことにより、おおむね細則に遵守された学習指導のもと、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部における障害者高等教育研究支援センター基礎教育研究部の教員による教養教育系科目の講義では、情報保障の観点から少人数制（基本は10人）を守るため、50人の学生に対し同じ科目の授業を5コマ（非常勤講師の場合は3コマ）行っている。また、専門の基礎となる数学・物理教育では、基礎学力不足の学生のために、基礎演習科目だけでなく補習授業も実施している。英語教育ではアメリカ手話を取入れたり、学力不足の学生に対し、同様に基礎演習科目を設けている。また、運動不足に陥りがちな障害者のために、すべての学年で保健体育の授業が取れるよう配慮している。

さらに産業技術学部では、無線LANの整備により学内の教室や演習・実験室、研究室において無線によるインターネットへの接続も可能となり、ネットワークを利用した学習を行う比率が飛躍的に高まっている。また、各教室や演習・実験室へ設置された視覚情報システムにより、教材等の電子スライド化、インターネット教材の授業への導入、各種メディアを教育に活用する授業が増加した。1年次においては、「情報基礎」、「同演習」を開設し、学生に対し早期に情報ネットワークを利用できるスキルを身につけさせており、電子掲示板の導入など各種メディアの効果的な活用を行っている。

保健科学部では、1年次の情報基礎I、同演習I（教養教育系科目）において、各学生の障害の程度に合わせた電子メールの使用方法、ワープロソフトによる報告書作成などのリテラシー教育を行うことを継続し、学生に対し早期に情報ネットワークを利用できるスキルを身につけさせた。また、教育用コンピュータシステム（スマートカードによる認証、部分拡大表示、ピンディスプレイ、点図ディスプレイ、視覚障害者グラフィックス配信システム等）の運用を継続し、授業展開などについて改善を図っている。

専門教育においても少人数制の教育を実施している。専門基礎教育科目では、講義で学んだことを体験的に内容理解が可能となるよう、講義と演習または実験・実習を組み合わせた授業形態を実施している。また、専門基礎教育科目の学力不足の学生には補習授業あるいは個別指導を行い、専門科目への対応を図っている。

障害の特性を考え、自主学習の推進のため、各担当教員に対してシラバスにおいて事前・事後学習の必要性を明示するように指示している。学科によって、オフィスアワーを設けて個別の質問への対応、あるいはチューター制、アドバイザー制を設けて個別指導を実施している。各学期においても、クラス担当教員、学科・専攻主任は単位取得状況の確認、休学や退学等に関わる学習指導を行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・開設授業科目一覧
- ・授業計画（シラバス）

【分析結果とその根拠理由】

産業技術学部では障害に即した授業を少人数制で実施し、基礎学力不足の学生には補習授業を実施して対応している。理解が困難な専門科目の講義には演習、実験、実習を組み合わせており、学生の講義内容の理解を促すように配慮してある。また、電子メールによるレポート提出や質問、インターネット教材の導入など、学習に各種メディアが効果的に活用されている。自主学習の推進に対し、各担当教員に対してはシラバスに事前・事後学習の必要性を明示するに止まらず、オフィスアワーの実施やクラス担当教員等によるきめ細かな学習指導により積極的に行われていると評価される。

保健科学部では、1年次の情報基礎I、同演習I（教養教育系科目）において、各学生の障害の程度に合わせた電子メールの使用方法、ワープロソフトによる報告書作成などのリテラシー教育を行うことを継続し、学生に対

し早期に情報ネットワークを利用できるスキルを身につけさせた。また、教育用コンピュータシステム(スマートカードによる認証, 部分拡大表示, ペンディスプレイ, 点図ディスプレイ, 視覚障害者グラフィックス配信システム等)の運用を継続し, 授業展開などについて改善を図っている。

このことより, 教育の目的に照らして, 講義, 演習, 実験, 実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり, それぞれの教育内容, 例えば基礎課程から専門課程さらに応用課程への授業形態や多様なメディアを高度に利用した授業, 情報機器の活用などに応じた適切な学習指導法の工夫がなされているものと判断する。

観点 5-2-②: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され, 活用されているか。

【観点到る状況】

教養教育系科目では, セミナー・総合教養科目, 主題別教育科目, 語学教育科目, 障害関係教育科目, 情報リテラシー科目及び健康スポーツ教育科目を開講し, 幅広い教養を養い, 基礎学力の向上を図るとともに障害のもたらす困難を克服し, 社会自立するための教養を身につけさせ, 専門教育との連携を重視した授業計画(シラバス)を作成している。またシラバス電子版を作成し, ホームページ上に公開している。

産業技術学部では, 授業の目標, 授業の概要, 履修のために必要な条件や関連の強い科目, テキスト・教材・参考書, 授業における配慮事項, 成績評価の方法, 担当教員からのメッセージをA4版1ページにまとめ, 全科目統一した様式で記載している。

保健科学部では, シラバスに授業概要, 授業計画(キーワード等を含む), 教科書, 参考書, 成績評価方法, 留意事項, 視覚障害保障への配慮, オフィスアワー, 教員のメールアドレス, 教員の専門分野を記載している。各教員にはシラバスに沿った授業を進めることを指示しており, 学生にはシラバスの活用を義務付けている。また, 国家試験が課せられている保健学科鍼灸学専攻と理学療法学専攻では, 授業計画のなかにキーワードを記載し, 国家試験に対する指標としている。また, 平成21年度のシラバス作成に関して「学習到達目標」の項目を加えて学生の学習到達指標とした。

【根拠となる資料・データ】

- ・授業計画(シラバス)
- ・シラバス電子版

【分析結果とその根拠理由】

両学部の授業計画(シラバス)には, 授業の目標, 授業の概要, 授業計画(キーワード等を含む), 履修のために必要な条件や関連の強い科目, テキスト・教材・参考書, 授業における配慮事項, 成績評価の方法, 担当教員からのメッセージ, オフィスアワー, 教員のメールアドレス, 教員の専門分野等が記載され, 電子版及び点字版を作成し, 障害の特性にあった作成法となっている。また, 国家試験を課せられている学科では試験に出易いキーワード等を提示して対応している。なお, ホームページでも公開しており, 学生の活用の促進, さらに学外にも広く公開している。

以上により, 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され, 活用されていると判断する。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

障害の特性を考え、自主学習への配慮として、全学的に各担当教員に対してはシラバスにおいて事前・事後学習の必要性を明示するように指示している。また、教室や演習、実験室、研究室あるいは寄宿舎において無線でインターネットが利用できる状況が整い、電子メールによる質問のやりとりなど自発的な学習ができる環境が整備されている。

産業技術学部及び障害者高等教育研究支援センターでは基礎学力不足の学生に対し、卒業認定の単位にはならないが、数学、物理の教科の補習授業を実施している。また、各教員がオフィスアワーを設けるほか、可能な限り学生の個別質問・相談に対応している。さらに、定期的に教員全員で学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報の交換会を継続開催し、教育・指導に役立てている。

保健科学部では授業計画（シラバス）に設定したオフィスアワーの時間に個別に質問ができるようにしているが、それ以外にも学生の都合のよい時間に合わせて対応している。また、専門基礎の学力不足の学生には補習授業あるいは個別指導を行い、専門科目への対応を図っている。1年次担当教員の構成に関しては、各学科・専攻所属の教員に加え、障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育部門の教員が副担任として参加し、定期的に学生の学習状況等について情報交換を行い、学生の教育・指導に役立てた。また、各学期末には各学科・専攻内で学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報の交換を行った。

各学期においても、クラス担当教員、学科・専攻長は単位取得状況の確認、休学や退学等に関わる学習指導を行っている。学科によってはチューター制あるいはアドバイザー制を設けて個別指導も行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 授業計画（シラバス）の授業の目標、授業の概要、授業計画（キーワード等を含む）、テキスト・教材・参考書、授業における配慮事項、成績評価の方法、担当教員からのメッセージ、オフィスアワー、教員のメールアドレス、教員の専門分野の欄

【分析結果とその根拠理由】

教室や演習、実験室、研究室、図書館あるいは寄宿舎において無線でインターネットが利用できる状況が整い、電子メールによる質問のやりとりなど自発的な学習への配慮がなされている。基礎学力不足の学生の配慮は各学科・専攻に設けられた組織での補習授業等の対応が十分になされている。また、定期的に教員全員あるいは担任、副担任、チューター、アドバイザーの間で学生の学習状況等について情報交換を継続し、学生の教育・指導を行っている。

以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は国立大学法人筑波技術大学学則第 25 条に定める成績の評語をもって表す。産業技術学部、保健科学部とも、授業担当教員が期末試験及びレポートの成績と受講状況等を総合して判断し、A (80 点以上)、B (70～79 点)、C (60～69 点) 及び D (59 点以下) の 4 段階評価を設定し、A、B、C を合格とする基準を策定している。これらの成績評価基準は関係学科ごとに作成し、学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を学生全員に配布している。さらにオリエンテーション、初回授業時に授業計画（シラバス）に記載してある事項に基づき、成績の基準を説明している。

卒業認定基準は、国立大学法人筑波技術大学学則第 28 条に基づき、本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、124 単位以上を修得したのものには、卒業の認定を行う基準を策定している。卒業認定基準は関係学科ごとに作成し、学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を学生全員に配布している。

産業技術学部の具体的な成績評価は、筆記・実技試験、レポート、授業への出席状況を総合して、4 段階評価で行われている。なお、授業を 1/3 以上欠席した学生には、期末試験の受験資格がないことが学生便覧に明記されている。

保健科学部での具体的な成績評価は、筆記・口答試験、実技試験、レポート、授業への出席状況を総合して、4 段階評価で行われている。なお、授業を 1/3 以上欠席した学生には、期末試験の受験資格がないことが学生便覧に明記されている。成績評価方法は授業計画（シラバス）に各担当教員が筆記試験、レポートで、総合得点の配分割合を表記している。各関係学科・専攻ごとに学科・専攻会議で卒業判定を行っている。

最終的には教授会の議を経て、学長が卒業認定を行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学学則第 25 条
- ・国立大学法人筑波技術大学履修規程第 9 条、第 11 条、第 18 条
- ・授業計画（シラバス）
- ・平成 20 年度学生便覧

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は各関係学科・専攻で策定している。関係学科・専攻ごとに成績評価基準並びに卒業認定基準は学生便覧に明示され、オリエンテーションにおいて成績評価の方法、卒業認定基準などを周知させるとともに、必要に応じてクラス担当教員、チューター、アドバイザーの教員が指導している。このことにより、学生への理解度は十分に浸透されていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さの担保については、成績評価の方法をシラバスに明示し、成績評価基準に沿った評価を行っている。授業担当教員は「学生による授業評価」に対するまとめを記載する用紙に、各成績標語とそれに該当した学生の人数を記載する欄を設けるとともに、その評価を行う基となっている学期末の「試験問題」のコピーを併せて提出させ、適正な評価を実施しているかを授業評価委員会でチェックを行っている。また、学生からの成績に関する照会等については、授業担当教員が対応している。

[根拠となる資料・データ]

・授業計画（シラバス）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価については、シラバスに明示している成績評価基準に沿った評価を行っている。担当教員には、試験問題とともに成績評価結果を提出させ、適正な評価結果かどうかをチェックしている。また、学生からの成績に関する照会、申し立て等については、授業担当教員が対応している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じていると判断する。

<大学院課程>

観点 5-4-①

～観点 5-7-③

該当なし

<専門職学位課程>

観点 5-8-①

～観点 5-11-②

該当なし

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の特徴である障害を補償した教育を通して、幅広い教養と専門職業人を養成し、社会自立と社会貢献のできる人材を育成するための教育課程は、教養教育と専門教育との連携が図られ、各学科・専攻の専門性を重視するとともに、総合的な教育課程が編成され、教育の目的に照らして優れている。また、国家試験が課せられている学科では、授業計画書の中にキーワードを記載し、国家試験に対する指標としている。

【改善を要する点】

授業計画書は必要な項目をすべて記載するようになっているが、項目に一部記載が無い場合や、ページ数に統一性がない科目も見られる点は改善を有する。

(3) 基準5の自己評価の概要

本学では教養教育系科目と専門教育系科目担当教員との連携が図られ、各学科の専門性を重視するとともに、総合的な教育課程を編成している。各学部において、教養教育系科目として障害に関連した授業科目を開設している。専門教育系科目でも学科・専攻での特徴を出しており、関連学科との連携も十分に図っている。障害を補償した教育を通して、幅広い教養と専門職業人を養成し、社会自立と社会貢献できる人材を育成してきている。

特色ある大学教育支援プログラムのテーマは「聴覚・視覚障害学生に対する教育方法の改善—主として授業における情報保障の視点から—」で、本学の特性に応じて研究の成果が全ての授業に反映している。

障害の特性に配慮した学習指導法を行い、少人数教育を実践し、幅広い教養と専門的な職業能力を有する人材を育て、障害のある学生の社会自立を促進している。自主学習への配慮として、全学的に各担当教員に対してはシラバスにおいて事前・事後学習の必要性を明示するように指示している。各学期においても、クラス担当教員、学科・専攻主任は単位取得状況の確認、休学や退学等に関わる学習指導を受けている。学科によってはチューター制あるいはアドバイザー制を設けて個別指導も行っている。

基礎学力不足の学生には教科の補習授業を実施している。また、授業計画（シラバス）に設定したオフィスアワーの時間に個別に質問ができるように設定しているが、それ以外にも学生の都合のよい時間に合わせてきめ細かな学習指導を行ってきている。

成績評価方法については筆記・口答試験、実技試験、レポート、授業への出席状況を総合して、4段階評価で行われている。総合得点の配分割合を表記している科目もある。これらは学生便覧、授業計画等の刊行物への明示や初回授業時並びにオリエンテーション等により学生には周知している。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学は聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、これからの知識基盤社会に対応するため、個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力をもつ専門職業人を養成し、障害者が社会的自立を果たし自ら障害を持つリーダーとして社会貢献できる人材の育成を目的としており、その目的に即した教育課程を編成している。教育の達成状況の検証・評価は、学生による「学生による授業評価」及び教員による「授業に関するアンケート調査実施結果の概況」により学生・教員双方向から教育の達成状況を評価する取組が行われ、その結果を次年度のシラバス策定に反映させている。また、教養教育系の分野では、学期末毎に全学の教員を集め成績報告会議を開き、学生の学習状況や達成状況を報告し、意見交換を実施している。専門教育系の各コースでも適宜同様な会議を開催している。クラス担当教員は、会議等で出された個々の学生の学習の達成状況等を学生に通知し、個別指導している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学概要 2008
- ・ 国立大学法人筑波技術大学ホームページ
- ・ 授業計画（シラバス）

【分析結果とその根拠理由】

「学生による授業評価」において、学生が身に付ける学力や資質・能力や養成しようとする人材等の目的とそれに沿った教育課程の編成及び授業内容の関係について、おおむね肯定的な回答が得られている。また、教員間での学力達成状況等の意見交換が定期的に行われており、クラス担当教員を通じて達成状況等が個々の学生に通知され、個別指導を実施する体制がとられている。

これらのことから、教養教育、専門教育等において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材等照らして、その達成状況の検証・評価しうるための適切な取組が行われていると判断する。

観点6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

両学部については、設置後の年度進行中であり、卒業生は存在しないが、短期大学の聴覚障害関係学科及び視覚障害関係学科とも、単位取得率、進級率、卒業率については、おおむね例年高い値を示している。また、就職率においても、聴覚障害関係学科94%、視覚障害関係学科77%であり、高い値を示している。一方、就職

先では、情報、電子、機械、建築、デザインのそれぞれの関連企業あるいは鍼灸・理学療法関連の医療機関、企業の厚生施設（ヘルスキーパー）、介護施設及び国家・地方公務員等への就職が確立されている。

短期大学の鍼灸学科と理学療法学専攻における本年度の国家試験合格者については、現役の卒業生は1名のみで、「はり師試験」、「きゅう師試験」、「あん摩マッサージ指圧試験」のいずれも合格している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学概要 2008
- ・ 国立大学法人筑波技術大学ホームページ
- ・ 第17回（平成20年度）あん摩マッサージ指圧師試験・はり師試験・きゅう師試験合格者名簿
- ・ 第44回（平成20年度）理学療法士国家試験合格者名簿

【分析結果とその根拠理由】

学部については、設置後の年度進行中であり、卒業生は存在しないが、短期大学聴覚障害関係学科及び視覚障害関係学科とも、単位取得率、進級率、卒業率については、おおむね例年高い値を示している。また、就職率においても、聴覚障害関係学科94%、視覚障害関係学科77%であり高い値を示している。一方、就職先では、情報、電子、機械、建築、デザインのそれぞれの関連企業あるいは鍼灸・理学療法関連の医療機関、企業の厚生施設（ヘルスキーパー）、介護施設及び国家・地方公務員等への就職が確立されている。

短期大学の鍼灸学科と理学療法学専攻における本年度の国家試験合格者については、現役の卒業生は1名のみで、「はり師試験」、「きゅう師試験」、「あん摩マッサージ指圧試験」のいずれも合格している。国家試験合格者をさらに増やすための指導プログラム、あるいはきめ細かな個別指導の充実を徹底する必要がある。

このことより、各学年や卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況等、さらには卒業研究、卒業制作等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到る状況】

産業技術学部では、「学生による授業評価」を継続するとともに、昨年度のデータを整理し、その結果を学内出版物（テクノレポート）に掲載、公表し、授業改善に供するため教員にフィードバックした。「学生による授業評価」に対するまとめを記載する用紙に「成績標語」を記入する欄を設けるとともに、「試験問題」のコピーを併せて提出した。

保健科学部では、各学期に終了する科目ごとに、「学生による授業評価」を実施した。結果は授業改善に供するため担当教員にフィードバックした。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 「学生による授業評価」総合集計結果（保健科学部、20年度版）
- ・ 「学生による授業評価」統計解析（産業技術学部、19年度）

【分析結果とその根拠理由】

産業技術学部では、「学生による授業評価」において各授業に対して12の質問項目を設定し、それぞれの項目に対して5段階の評価で回答させ、全授業、各学科・専攻の平均値が公表されている。また、保健科学部においては、各授業に対して13の質問項目と5段階の評価で回答させ、学部全体の統合集計結果、各学科専門科目の集計結果及び各担当教員への集計結果が出されている。集計結果から、目的に沿った教育課程の編成と授業内容の関係についておおむね肯定的な回答が得られている。しかし、学生からの授業への改善点・取り上げて欲しい内容やカリキュラム等の要望も有り、今後の課題とすべきである。

このことより、編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断していると評価する。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到る状況】

聴覚・視覚障害学生が幅広い教養と専門的な職業能力を有し、社会自立と社会貢献ができるための新しい教育方法を開発し高等教育を実践してきた。そのためのカリキュラム編成をするとともに、関連企業のインターンシップへの参加、企業人による特別講義の実施あるいは関連医療機関での演習・実習を積極的に設定している。また、就職委員会を中心に企業向け大学説明会、就職ガイダンス・セミナー、模擬面接会、合同企業説明会への参加、企業の訪問、ハローワークへの引率、企業からの求人採用の仲介などを行った他、19年度に実施した本学卒業生を対象とした一斉調査「筑波技術大学卒業生の職場適応に関する調査」の報告書を作成し学内外の関係者には配布した。この調査の分析結果は、今後の教育課程、教育内容を検討する上での資料となるものである。

その他、障害者高等教育研究支援センターでは、面接に備えた聴覚障害学生に対する個別コミュニケーション指導、就職活動に関する相談対応を行っている。

学習意欲の高い学生には在学期間中の早い時期から大学院や筑波大学理療科教員養成施設進学等に関する情報を学生に提供し、そのためのきめ細かな勉学指導とクラス編成等の指導を実施した。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学概要 2008
- ・ 就職率、進学率、就職先、進学先、資格取得等に関する資料

【分析結果とその根拠理由】

筑波技術大学としてはまだ卒業生を出していないが、短期大学卒業生の就職率については、聴覚障害関係学科及び視覚障害関係学科と合わせて約89%となっている。一方、就職先においても、デザイン、建築、機械、電子、情報の関連企業及び鍼灸・理学療法関連医療機関、企業の厚生施設（ヘルスキーパー）、介護施設あるいは国家・地方公務員等への就職が確立されている。

本学卒業生の他大学への編入あるいは大学院への進学者数は産業技術学部で2名、保健科学部では、筑波大学大学院（修士課程）1名であった。

このことより、本学が養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状

況から教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

障害者高等教育研究支援センターが中心となり、聴覚障害関係学科卒業生を対象とした職場適応に関する出張講座（東京5回、大阪1回、名古屋1回）を実施し、職場で抱える問題の話し合い、日本語表現法の講習、障害者の診療に当たっている精神科医による講演会等を行った。

また、就職コミュニケーション指導の一環として、勤務地での対面あるいはメールによる職場適応相談を実施した。聴覚障害者の職場適応を促進するための企業向けガイドブック「聴覚障害学生雇用マニュアル」（全20頁）を増刷し、企業向け大学説明会等で配布したほか、人事担当者の相談に利用した。各学科・専攻の就職担当教員が卒業生と連絡を密に取り、職場で抱える問題等について相談を受ける体制を整えている。また、「卒業生と集う会」を開催し、各学科卒業生の代表者による職場で抱える問題等についての近況報告を行った。

〔根拠となる資料・データ〕

・「聴覚障害学生雇用マニュアル」

【分析結果とその根拠理由】

本学短期大学の卒業生の就職状況は良好である。しかし、就職後の職場で抱える仕事上の問題や人間関係、また聴覚・視覚障害者が周囲の理解を得ながらキャリアを積んでいくための課題も多い。近年、企業や医療現場から、技術の高度化や構造改革に柔軟かつ的確に対応できる確固たる専門基礎知識と技術、それらをより高いレベルで応用する能力と問題解決能力を持つ人材の育成について強い要望が寄せられている。このような課題に対応するために、教育内容の検討と職場適応に関する出張講座、勤務地での対面あるいはメール・電話による職場適応相談や卒業教育の検討そして筑波技術大学のホームページの充実などを図っている。

このことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学中に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施していると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教養教育課程と専門教育課程及び研究活動成果との有機的な連携と聴覚・視覚障害補償システムの充実は、聴覚・視覚障害学生が幅広い教養と専門的な職業能力を有し、社会自立と社会貢献ができる人材を養成するという本学の目的に照らして遂行されている。

保健科学部保健学科における国家試験合格率を常に高い水準に維持するため、きめ細かく組織的な指導に努めた結果、現役の卒業生は1名のみであったが、「はり師試験」、「きゅう師試験」、「あん摩マッサージ指圧試験」のいずれも合格している。

【改善を要する点】

デザイン、建築、機械、電子、情報の関連企業や医療現場から寄せられる、技術の高度化や構造改革に柔軟かつ的確に対応できる確固たる専門基礎知識と技術、それらをより高いレベルで応用する能力と問題解決能力を持つ人材の育成についての強い要望に対するカリキュラムの編成と教育内容の検討が必要である。

「学生による授業評価」の集計結果から、授業への改善点・取り上げて欲しい内容やカリキュラム等の要望に対する検討が必要である。

(3) 基準6の自己評価の概要

個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力をもつ専門職業人であり、併せて社会的自立を果たし自ら障害を持つリーダーとして社会貢献できる人材を育成し、知識基盤社会に対応するため、そのための教育課程を編成している。教養教育課程においては、個々の学生にとって、適切な科目履修ができるよう多くの科目を開設し、生涯に渡って学習し、社会人として活躍しうる基本的資質を身に付けた人材を養成させることを目標としている。また、専門教育課程においては、各専門分野の知識と技術の高度化に柔軟に対応できるとともに、社会に積極的に参加し貢献できる専門職業人としての実力を身に付けた人材を養成することを目標としている。そのために教養教育課程、専門教育課程及び研究活動成果との有機的な連携を強化し、さらに聴覚・視覚障害補償システムの充実を図っている。

学生の単位取得率、進級率、卒業率については、ほぼ高い値を示している。しかし、授業についていけない学力不足の学生に対する補講や個別指導も必要であり、学生の学力到達度に応じて行われている。就職先では、デザイン、建築、機械、電子、情報関連の企業あるいは鍼灸・理学療法関連医療機関、企業の厚生施設（ヘルスキーパー）、介護施設及び国家・地方公務員等への就職が確立されている。

保健科学部保健学科鍼灸学専攻の学習意欲の高い学生には在学期間中の早い時期から筑波大学理療科教員養成施設への積極的な進学を奨励し、さらに、大学院進学等に関する情報を学生に提供している。

また、「学生による授業評価」においても、目的に沿った教育課程の編成と授業内容の関係についておおむね肯定的な回答が得られている。

就職後の職場で抱える仕事上の問題や人間関係、また聴覚・視覚障害者が周囲の理解を得ながらキャリアを積んでいくための課題に対応するために、教育内容や卒業後の教育の検討と職場適応に関する出張講座、勤務地での対面あるいはメール・電話による相談を行っている。また、筑波技術大学のホームページの充実などを図っている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

産業技術学部では、障害者高等教育研究支援センターとともに新入生に対するオリエンテーションWGを設置し、でオリエンテーションの実施内容が検討され、計画通り実施された。オリエンテーションに引き続いて実施される集中型のフレッシュマンセミナーにおいては、1)教育課程の全体構成（開設授業科目、授業期間と授業時間、単位数、履修年次、科目番号、必修科目と選択科目等）、2)履修方法（履修申請、授業、期末試験、成績評価基準、単位認定、卒業認定等）、3)2年次から分属される専門コースの内容、決定方法について説明を行った。また、履修申請に当たっては、各学科の正副クラス担当教員が指導を行った。前記の専門コース概要、履修内容、予想される進路等については2学期初めにも、さらなる詳細説明を行い、2年次に分属される各専門コース選択の際の参考に供している。2～3年次生に対しては、授業科目選択のためのガイダンスを4月に行うとともに、クラス担当教員が個別の履修相談に応じる体制をとっている。また、3年次生が履修する特別実習（インターンシップ）については実習希望についてのアンケートの実施（2回）、インターンシップ担当教員による個別相談を経て、インターンシップ説明会を開催する等、履修についてのガイダンスを行っている。

保健科学部では、新入生オリエンテーションにおいて、1)教育課程の全体構成（開設授業科目、授業期間と授業時間、単位数、履修年次、科目番号、必修科目と選択科目等）、2)履修方法（履修申請、授業、期末試験、成績評価基準、単位認定、卒業認定等）、3)国家試験等の受験資格の取得等について十分な説明を行った。また、履修申請に当たっては、各学科のクラス担当教員が指導を行った。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・新入生オリエンテーション資料
- ・各部の卒業判定資料

【分析結果とその根拠理由】

新入生オリエンテーション、フレッシュマンセミナー担当教員による終了後の話合いやクラス担当教員等の日常観察により、学生はおおむね理解が得られたものと考えられる。

このことから、授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

障害者高等教育研究支援センターを中心に、個々の学生の障害の状況や能力を把握するための調査を行い、クラス担当教員等に連絡することにより、障害の状況を的確に把握し指導に活かせるよう努めている。

各授業担当教員はオフィスアワーを設定し、授業内容に関する質問や生活全般にわたる相談及び指導などの幅

広い対応を行っている。なお、実際に学生は設定したオフィスアワー以外にも頻繁に相談に訪れるため、授業時間以外の多くの時間が随時オフィスアワー化している。

産業技術学部では、1年次の学生は教養教育系科目の履修が多く、また、専門コースへの所属が2年次からとなるため、クラス担当教員は正担任を障害者高等教育研究支援センター教員が、副担任を学部教員が務めている。コース選択に当っては学習成績が大きな比重を占めることから、数学や物理を中心とした質問、成績不振に関する相談や人間関係に関する相談が非常に多く、各授業担当者が対応する他、同学年の正副クラス担当教員が連携してきめ細かい指導を行っている。特に、教育面や心理面の問題を抱えている学生とは細かく面談を行い解決に努めており、また、必要な場合には実家を訪問し、保護者との面談によって解決を試みることもあった。

保健科学部では、1年次担当教員の構成に関して、各学科・専攻所属の教員に加え障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育部門の教員が副担任として参加し、定期的に学生の学習状況等について情報交換を行い、学生の教育・指導に役立てた。また、各学期末には各学科・専攻内で学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報の交換を行った。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・平成20年度学生便覧
- ・学生に対する就職及びコミュニケーションに関する個別指導の状況
- ・授業計画（シラバス）の「教員からメッセージ」欄

【分析結果とその根拠理由】

授業の合間を縫って、学生の学習や生活相談に対する指導に非常に多くの時間を割き、きめ細かい指導を行っている。本学の教員は聴覚障害教育や視覚障害教育の経験が豊富な教員が多いので、意思疎通にも問題がなく専門的な対応が取れている。

以上から、学生への学習・進学・就職等の相談・助言は適切に行われているものと判断する。

観点7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、聴覚・視覚障害者のみを受け入れている大学であり、学生への学習支援は障害者高等教育研究支援センターが中心に行っている。ビデオ教材に高品位で字幕を挿入できる字幕挿入システムを用い、現在までに1,000本以上の字幕挿入ビデオ教材を作成してきた。平成20年度には20本の字幕入りビデオ教材を作成した。この字幕入りビデオ教材は図書館に配架され、学生、教職員、学外者が自由に視聴している。

新任教員・非常勤講師等が担当する講義に、講師が発話した内容をリアルタイムで字幕として提示するリアルタ

イム字幕提示システム及び本学が開発した遠隔パソコン要約筆記システムを用いて、専門教育の授業に約 300 時間の情報保障を実施するとともに、非常勤講師等の担当する教養教育関係の授業に、パソコン要約筆記を用い約 180 時間の情報保障を実施した。

また、日常的に聴覚管理や補聴相談を実施して、最適な聞こえの状況を補償、スピーチに関する指導や手話等のコミュニケーション支援を日常的に実施している。特に、手話に関しては手話学習室を設け、個別指導が受けられる他、パソコンによる自学システムも用意されている。

基礎学力不足の学生に対して、履修歴による指定科目を設けている他、チューターによる補習の実施や個別指導を行うとともに、専門の各コースにおいても学力向上のためコース独自の補習を実施した。

保健科学部では、学習資料の点字・音声・触図化・電子データ化・拡大印刷等を、個々の学生からの希望に応じて即時的に実施している。基礎学力不足の学生に対しては、履修歴による指定科目を設けている他、学科独自に補習を実施したり個別指導を行った。

また、学生の希望に応じて教員が対応可能な時間帯で補習を行うと同時に、学習難易度の高い科目について学内に設けた E-learning サイト上での予習と復習ができるよう計画中である。情報システム学科ではコンピュータ画面との融合ができる最新式の拡大読書器を各コンピュータ実習室に導入し、コンピュータ上の作業と実空間における読み書きの、より高度な複合作業が可能な環境を構築した。

[根拠となる資料・データ]

- ・ 国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターガイド
- ・ 国立大学法人筑波技術大学概要 2008
- ・ 障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部会議資料
- ・ 障害者高等教育研究支援センター年報

【分析結果とその根拠理由】

本学は障害者のための大学であることから、授業での情報保障による学習支援は手厚く実施している。聴覚障害者に対する手話や字幕、映像等を使った視覚による情報保障、視覚障害者に対する拡大文字、白黒反転文字、触覚や音声による情報保障を本学で開発した機器を含め実施している。

また、聴覚障害者に対しても補聴相談、補聴器の調整、スピーチに関する指導等、学生の希望に応じて随時行っている。

その他、視覚障害者に対して必要な日常生活の指導は主に入学時に行われており、また、聴覚障害者に対しても補聴相談、補聴器の調整、スピーチに関する指導等、学生の希望に応じて随時行っている。

学力不足の学生に対しても、演習科目（履修歴による指定科目）を指定して受講させたり、補習や個別指導を実施して学力向上に努めた。

こうした状況から、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援が適切に行われていると判断する。

しかしながら、このような支援にかかわる教員数、機材の不足が指摘されている点は解消されておらず、引き続きこれからの課題である。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学科毎に、授業が行われていない時間帯の教室を使った自習室の設置、図書館の夜間使用、各学科のコンピュータ室の時間外使用等により、自主学習環境を整備している。

産業技術学部では、学内及び寄宿舍の有線 LAN、無線 LAN の整備を進め、学内及び寄宿舍においてネットワークを利用した学習が可能となっている。実際、寄宿舍に入居している学生がインターネットを利用している状況にあり、電子メールによる質問のやりとりなど自発的な学習による利用が高い状況にある。

保健科学部においても、寄宿舍などにおけるインターネット利用の奨励や自習室を設置するとともに、コンピュータが設置されている共通演習室などの授業時間外の解放を行う等、自主学習環境の充実に努めている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学附属図書館規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学附属図書館利用細則

【分析結果とその根拠理由】

教室の空き時間を利用して自習室を設けたり、学生の使用希望の多いコンピュータ関連の実習室を、未使用時間帯には自由に使用させるなどの措置を講じるなど、学生の自主的学習環境作りに取り組んでいる。また、電子メールによる質問のやり取りなど自発的な学習も増加している状況にあり、自主的学習環境が整備されつつあると判断できる。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生のサークル活動は、おもに授業終了後の 17 時 30 分以降や水（午後）、土、日に行われており、教室や体育館等の施設は届け出により自由に使用させているため、従来より学生から大きな不満の声は出ていない。ただし、学生のサークル活動のための部屋は、共用棟に 1 室設けられているだけであり、十分ではない。

各サークルの運営には顧問教員が付き、指導・助言を行っている。また、保健科学部では学外活動を支援するため、教員が引率するなどの支援も行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 平成 20 年度学生便覧
- ・ 財団助成事業報告書
- ・ 学園祭にかかる校費支給状況
- ・ 課外活動団体一覧表
- ・ 学園祭警備担当者一覧
- ・ 一般教育等教室使用届
- ・ 学外大会への参加状況

【分析結果とその根拠理由】

自習室同様、学生のサークル活動のための施設は不足している。その不足を教室の使用で補っているが、できるだけ早い時期に施設の整備が望まれる。施設の貧弱さや学生数の少なさに比べ、サークル活動は活発であり、学外のような大会で活躍している。また、サークル活動等は学生の自主的な運営に任せてはいるが、学生からの希望や教員の判断で必要と考えた場合は、できるだけの支援を行っており、現時点での可能な支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

保健管理センターにおける取り組み

- ・ 学生を対象に定期健康診断を実施し、結果説明と健康指導を行った。
- ・ 全学生に対して健康調査を実施し、学生の心身の状態を把握するとともに学生指導の参考としている。
- ・ 新入生の学生寄宿舎入居にあたり、健康・衛生面での説明会を開催した。
- ・ 鍼灸学科学生及び研究生を対象にB型肝炎抗体検査及び予防ワクチン接種を実施した。
- ・ 外部講師（管理栄養士）を招き「食生活と健康」に関する講演会を実施した。
- ・ アルコールに対する意識調査の一つとして、「エタノール・パッチテスト」を実施した。
- ・ 国立大学法人保健管理施設協議会に参加し意見交換を行った。
- ・ 重複障害を持つ学生などに対して医学的・教育的配慮、附属医療センター及び近隣の総合病院との連携、学科主任・クラス担任や保護者との情報の交換など、きめの細かい対応を心掛けた。
- ・ 学生談話室を設置して、学生同士のコミュニケーションを円滑にし、有意義な学生生活を送れるよう支援している。個別のカウンセリングの他に、グループカウンセリング、ピアカウンセリングなどを通して問題解決にあたっている。
- ・ 毎月1回「保健管理センターNEWS」を発行して、健康に関する最新の情報や案内を提供している。
- ・ 学園祭での食品衛生管理、イッキ飲みや喫煙、性感染症、インフルエンザなど、学生生活を送る上で身近な問題を取り上げ注意を喚起している。
- ・ 保健管理センター運営委員会、学生に係わる人権侵害問題等に対応するための苦情相談窓口及びセクシュアルハラスメント防止等人権問題委員会の設置。
- ・ 新入生を対象に、救命処置に関する指導をビデオを用いて実施した。
- ・ 学生・職員の健康、勉学、就職、交遊、サークル活動、寄宿舎生活など、さまざまな相談に24時間電子メールで対応している（専用の電子メールアドレスを備えている）。相談者本人の承諾なしに第三者の意見を聞かないなどのプライバシーの保護には十分配慮している。また学生の保護者や中退者、卒業生、OBからの相談にも応じている。
- ・ 校医（内科、耳鼻科、眼科）による診療体制の充実。
- ・ 学生・職員の健康状態や障害に関する情報に関しては、「保健管理センターにおける学生の個人情報に関するガイドライン」（国立大学法人保健管理施設協議会）に基づいたプライバシーポリシーを遵守している。
- ・ 就職相談に関しては、就職委員会で役割分担を協議し、各学科の就職担当教員が主に就職先の紹介等に関する相談を、支援センターの就職担当教員が主に就職活動、面接等に関する相談に随時、対応している。

- ・ 学生に係わる人権侵害問題等に対応するための苦情相談窓口及びセクシュアルハラスメント防止等人権問題委員会を設置している。
- ・ 1年次の正副クラス担当教員連絡会を組織し、学生の生活相談、進路相談等の諸問題に対応するための意見交換を定時、随時に行っている。
- ・ クラス担当教員が個別の学生と面談を行うなど学生のニーズ把握に努めている。また、健康、生活、進路等全てに関して相談があった場合には随時クラス担当教員、コース担当教員が相談・助言を行う体制となっている。
- ・ 就職相談に関しては、就職委員会で役割分担を協議し、各学科の就職担当教員が主に就職先の紹介等に関する相談を、支援センターの就職担当教員が主に就職活動、面接等に関する相談に随時、対応している。また、障害者高等教育研究支援センターに設置した就職関係資料室・個別コミュニケーション指導室の利用を通し、就職に関する情報の提供や支援を行っている。
- ・ 学生に係わる人権侵害問題等に対応するための苦情相談窓口及びセクシュアルハラスメント防止等人権問題委員会を設置している。
- ・ コースに所属していない1年次生については、正副クラス担当教員連絡会を組織し、学生の生活相談、進路相談等の諸問題に対応するための意見交換を定時、随時に行っている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学保健管理センター規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学概要 2008
- ・ 平成 20 年度学生便覧

【分析結果とその根拠理由】

学生に対するさまざまな相談、支援はクラス担当教員を中心に、学部、障害者高等教育研究支援センター、保健管理センターが連絡を取りながら実施されてきたことから、学生への相談・助言体制はおおむね有効に機能したと考える。しかしながら、相談・助言機能の有効性をさらに高めるためには、前記3者間の連携の在り方について、今後より一層検討を深めることが必要であると考えます。

保健管理センターにおける応急処置や諸相談のための利用は、春日（視覚障害関係）、天久保（聴覚障害関係）キャンパス併せて年間約 2,000 件程度あり、非常に多く利用されている。他にも、障害者高等教育研究支援センターが聴覚管理に関する相談を年間 250 件程度受け付けている。

規模の小さい本学において、クラス担当教員、就職担当教員あるいは各種委員会委員がそれぞれ専門性を発揮して個別・集団指導に当たっており、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると考えます。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

聴覚障害学生へは学内広報用として学内 CATV システムを用い、視覚情報として様々な情報を学内の 74 ヶ所に設置してあるテレビモニターを使って提示している。これらのテレビモニターによって学内広報を自由に見ることができ、各講義や教務関連の情報、そして風邪やインフルエンザへの注意を促す広報等が提供されている。

また、補聴相談として、聴覚管理の相談、補聴器活用の支援を行っている。今年度は96件の補聴相談を行った。さらに今年度は学生におけるデジタル補聴器の装着率が上昇している背景から補聴器調整のためのシステムの導入が必須となり、新規に聴覚管理・補聴器調整システムを導入した。

火災発生等による非常警報と連動した、「文字による警報システム」を聴覚障害学生が学習する校舎棟及び生活をする寄宿舎に重点的に設置した。聴覚に障害のない者は音によって周辺の変化を推測し、出火場所や避難場所も推測することができるが、聴覚障害者ではそれが容易ではない。本システムでは、火災発生場所の情報を同時に提示でき、聴覚障害学生の生活支援に貢献している。

視覚障害学生には校舎棟の入り口に点字、拡大文字や白黒反転可能なディスプレイにより情報提供を行うとともに、音声による外部の日照や明るさに対する情報の提供も行っている。また、入学時のオリエンテーションに、学内の施設・設備や周辺地域の地理などを視覚障害学生に十分把握させるための環境適応指導（ファミリアリゼーション）を取り入れている。視力低下が進行している学生などに、点字指導や歩行訓練を、障害者高等教育研究支援センターが主体となって行っている。学内に、誘導ブロック、誘導チャイム、点字サイン、光る点字ブロック、弱視者用照明などを設備し、視覚障害学生の学内生活の安全性を確保するとともに、まだ不十分と思われる点に関しては徐々に改良を行っている。

また、情報不足になりがちな視覚障害学生のために、福祉制度や社会資源に関する情報を、オリエンテーションや授業の場で、あるいは学生からの希望に応じて個別的に、提供している。

視覚障害系図書館においては、スクリーンリーダー・画面拡大ソフトを備えたインターネット接続可能なパソコン、点字図書、録音図書の拡充、閲覧席への拡大読書器の設置を行っている。

【根拠となる資料・データ】

- ・国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターガイド
- ・国立大学法人筑波技術大学概要 2008

【分析結果とその根拠理由】

障害を持つ学生のための大学としてかなり手厚い生活支援が行われているが、視覚障害の学生に関しては施設の整備を含め改善が必要な部分があり、さらに充実を図っていく必要がある。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

授業料免除制度は、経済的理由等による授業料免除制度、成績優秀者及び学長表彰者に対する授業料免除制度が設けられている。

経済的理由による授業料免除制度では、経済的理由により納入が困難で、かつ学業成績が優秀な学生を対象に毎年前期(4月)と後期(10月)に申請を受け付けている。

- ・前期授業料免除者（産業技術学部：全額免除 18 名、半額免除 5 名、保健科学部：全額免除 16 名、半額免除 7 名）
- ・後期授業料免除者（産業技術学部：全額免除 17 名、半額免除 5 名、保健科学部：全額免除 16 名、半額免除 6 名）

成績優秀者に対する授業料免除制度では、新入生の場合は入学時の成績が特に優秀な者、2・3年次生の場合

は前年度の成績が特に優秀な者について、1年分の授業料を免除する。また、学長表彰の被表彰者等に対しては半年分の授業料が免除される。

- ・成績優秀者に対する授業料免除者（産業技術学部：29名、保健科学部：18名）

その他、社会人入学者に対する授業料減免措置（再チャレンジ支援プログラム）を実施している。

- ・前期授業料免除者（保健科学部：全額免除11名、半額免除1名）
- ・後期授業料免除者（保健科学部：全額免除14名、半額免除1名）

奨学金については、平成20年度に本学に募集のあった団体は、日本学生支援機構の他、地方公共団体等5件、民間育英団体6件であった。

【分析結果とその根拠理由】

原則として全員が安価な学生寄宿舎に入居できる状況である上、今回の授業料免除制度の拡充や従来からの奨学金制度、さらに、社会人入学者に対する授業料減免措置（再チャレンジ支援プログラム）によって、学生の経済面の援助は十分行われていると言える。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱規定
- ・国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規定
- ・各種奨学金受給状況
- ・授業料免除実施状況
- ・学生寄宿舎の設置状況、利用状況
- ・学生委員会議事録
- ・再チャレンジ支援プログラム要項

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は聴覚及び視覚障害学生のための大学であり、教員の大多数が聴覚障害教育、視覚障害教育の経験が豊富であること、また、学生数が少ないことなどもあり、教員による学生への個別支援は質、量とも非常に充実しており、一般大学における聴覚、視覚障害学生に対する支援とは比較にならないほど充実していると言える。特に、天久保キャンパス（聴覚障害関係）における障害に対する支援（聴覚管理及び補聴相談、手話・コミュニケーション指導など）、春日キャンパス（視覚障害関係）における障害に対する支援（ファミリーゼーション、歩行訓練、点字指導、個々の視覚障害特性に合わせた補償機器の選択の指導など）は非常に手厚くなされている。また、学内施設に関しても、天久保キャンパスにおけるCATVや視覚情報保障機器による視覚情報の提供、春日キャンパスにおける触覚や音声による情報提供など授業以外の生活面でもかなり情報保障がなされている。

【改善を要する点】

学生のための自習室やサークル活動のための施設は不足している。また、学生数によって施設規模が規定されているため施設の規模が小さく、多くの人数で同時に実施する活動などでは支障を来している。さらに、春日キャンパスではグラウンドのネットが低く、校外にボールが飛び出すなどの危険があるなど改善すべき点も少なくない。

(3) 基準7の自己評価の概要

本学は聴覚及び視覚障害学生のための大学であり、教員の多くが障害教育の経験が豊富なことから、学生に対する学習及び生活への支援は国内最高レベルで実施されている。各教員は授業担当以外にも履修指導、学習指導、意思伝達や障害に係る相談・指導、日常生活、就職、進学等の相談・指導のため、学生との対応にかなりの時間を使っており、教員と学生間のコミュニケーションはかなりよいと言える。その反面、学生の自主的な学習意欲を育てるための自習室整備、学生たちの自主的なゼミを育てるための指導体制整備は若干遅れをとっている。施設の新設を含め、こうした学習意欲を育てるための方策と指導が今後の課題である。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は、天久保と春日の2キャンパスからなり、校地面積は83,702 m²、校舎面積は48,411 m²となっており、各々大学設置基準で定められた基準を満たしている。

また、キャンパス内の施設・整備については、キャンパス・マスタープランに基づき、安全・安心な教育研究環境の整備を行っており、講義室等の稼働状況は全学で52.9%となっている。さらに、ほとんどの学生が寄宿舎で生活をしていることから図書館を夜間も開館し、学生の利便性に配慮している。

施設・設備のバリアフリー化については、我が国で唯一の聴覚障害者及び視覚障害者のための大学として、それぞれの障害に対応できる施設・設備整備を図っており、聴覚障害学生に対しては、視覚による非常警報機、視覚による情報伝達等を基本とした情報障害を補償した施設の整備、視覚障害学生に対しては、弱視者のために採光等の配慮、つまずき防止のため床は滑りにくく凹凸のないもの、衝突に備えて壁面・柱のコーナーの隅切り、点字ブロックによる表示、聴覚による情報伝達を基本とした情報障害を補償した施設の整備等により全国の聴覚・視覚障害者のモデルとなるよう施設の整備を図ってきている。

【分析結果とその根拠理由】

校地及び校舎面積は大学設置基準上の面積を満たしており、施設の整備を行う際にはキャンパス・マスタープランに基づいて行っている。

また、施設・設備のバリアフリー化について、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した整備を行い、学生が円滑に施設・設備を利用できるよう配慮している。

以上により、大学において編成した教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備を整備し、有効に活用されているとともに、施設・設備のバリアフリー化に配慮した施設・設備となっている。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

天久保キャンパス（聴覚障害関係）

学生寄宿舎に入居している学生は、学内 LAN を利用しインターネットが使える状況になっており、教員への電子メールでの質問、レポートの提出、大学ホームページ掲載の情報（シラバスなど）へのアクセスが可能になっている。

学内 CATV システムを用い、学内広報用としてさまざまな情報を学内の 74 ヶ所に設置してあるテレビ端末に提示している。

講堂に設置してある遠隔地連弾方式 RSV システムを用い、学内のさまざまな行事、講演会、研究会等で、

リアルタイム字幕提示による情報保障を実施している。

また、障害者基礎教育研究部管理下の教室に設置している遠隔地連弾方式 RSV システムを用い、非常勤講師が担当している講義で、リアルタイム字幕提示による情報保障を実施している。

春日キャンパス（視覚障害関係）

教室、会議室などの共用スペースを中心として無線 LAN のアクセスポイントを設置し、授業や会議などで活用している。また、一部の科目では講義資料を Web で見せている。

また、学内 LAN による自学自習システムを構築し、学生寄宿舍にしながら講義資料等にアクセスできるようになった。

図書館においては、スクリーンリーダー・画面拡大ソフトを備えたインターネット接続可能なパソコン及び個別眼疾により詳細に対応した「視覚障害者用学習支援システム」を整備し、音声による気象情報の提供や、学内に設置されたパソコンによる各種情報の提供も行われている。

【分析結果とその根拠理由】

学内の LAN 利用環境が整備され、学生のインターネット接続は自由にできる状態になっているため、学生は自学できるシステムを使うことができるなど、かなり進んだ学習環境にあるといえる。

以上により、必要な ICT 環境を整備し、有効に活用していると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

各施設・設備については、運用方針や利用規則を明確に定め、学生については「学生便覧」に記載し、新入生ガイダンス等で説明している。教職員については、本学ウェブページの「筑波技術大学大学規則集」で周知しているとともに、変更があった場合には、学内電子掲示板「ガルーン」で変更した旨通知し、周知を図っている。また、「学生便覧」も配布している。

【分析結果とその根拠理由】

各施設・設備については、運用方針や利用規則を明確に定め、学生については「学生便覧」に記載し、新入生ガイダンス等で説明している。教職員については、ウェブページ掲載等により周知を図っているとともに、「学生便覧」も配布している。

以上により、施設・設備の運用に関する方針を明確に規定し、構成員に周知している。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館の施設は天久保キャンパスの聴覚障害系図書館、春日キャンパスの視覚障害系図書館の 2 館により構成されている。

聴覚障害系図書館は広いエントランス、明るい吹き抜けなどの設備的な配慮がなされており、入口から入ってすぐの場所にはビデオライブラリーが設置され、字幕入りビデオ教材を視聴することができる。

視覚障害系図書館では視覚障害者が歩きやすいように閲覧室を広く設けており、スクリーンリーダ・画面拡大ソフトを備えたインターネット接続可能なパソコンやインターネット検索ができるようになっている。

平成 21 年 3 月 31 日現在、図書約 72,000 冊、雑誌約 960 種を所蔵しており、蔵書については、本学の大きな特色である「聴覚・視覚に障害を持つ人のための大学」という観点から、聴覚障害系図書館では障害者教育、障害者福祉、手話等の資料を、視覚障害系図書館では点字図書、拡大文字図書、音声資料(音声テープ、DAISY 資料)の積極的収集に努めている。

また、障害者高等教育研究支援センター聴覚障害系では、高品位で字幕挿入可能なシステムを用い、これまでに字幕入りビデオテープを 1,000 本以上作成しており、これらは図書館資料として配架され、講義、予習・復習等に利用されている。

障害者高等教育研究支援センター視覚障害系では、これまでに約 200 点の図書を点訳・配架しており、点字図書全体の所蔵数は約 6,900 冊にのぼる。

図書資料購入に関しては、図書館職員の選書担当員が幅広い分野から学生の学習・教養に必要な資料を選書している他、図書館委員会委員を通じて各専門の教員により図書を選定してもらうことで、学生の教育・カリキュラムに沿った資料の充実を図っている。

平成 21 年 2 月から機関リポジトリの試験公開を実施し、本学の教員・学生による論文、科学研究費補助金報告書等の内外への情報発信を行っている。

平成 22 年度の大学院設置を準備していることから、現在、教育研究環境の向上を目指し、電子ジャーナルの整備・充実計画が実施されている。

【分析結果とその根拠理由】

字幕入り映像教材や点字図書、録音資料等は大学図書館としては屈指の所蔵数を誇っており、この特色を活かした収集活動を継続することは非常に意義があると考えられる。これに加え、4 年制大学となってから整備に努めてきた専門書や教養書のより一層の充実を図ること、また、未整備である電子ジャーナル等の電子的資料を整備することが重要課題である。さらに、磁気テープで作成されている映像資料、音声資料については、今後の劣化が心配されるため、教材のデジタル化への転換を進めていく必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

施設・設備のバリアフリー化について、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設・設備のバリアフリー化を進め、学生を含めた全利用者が円滑に施設・設備を利用できるよう配慮している。

学内 LAN やインターネットの利用環境はほぼ整備されており、学生が十分使用できる状況にある。また、聴覚障害学生用の字幕入りビデオ教材が豊富に用意されている。施設に関しても必ずしも十分ではないが、できるだけ使いやすいうように気配りはしていると言える。

【改善を要する点】

図書館は 4 年制大学として専門蔵書数の不足が見られる他、聴覚障害系図書館の字幕入りビデオ教材は豊

富に用意されているものの、4年制大学への転換による学習内容の高度化等に対応する必要やDVD化、高画質化の推進が課題である。同様に、視覚障害系図書館においても、高度化対応やデジタル化への転換などが検討課題である。

平成22年度に大学院の設置を目指しており、教育研究環境を一層向上させるためには、電子ジャーナルを充実させる必要がある。

(3) 基準8の自己評価の概要

大学の教育研究に必要とされる運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室等の施設を整備するとともに、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設・設備のバリアフリー化を進め、学生を含めた全利用者が円滑に施設・設備を利用できるよう配慮している。また、夜間に図書館を開放し、学生の利便性に配慮している。

なお、大学設置基準に規定されている、校地、校舎等の教育研究に必要とされる施設・設備の基準は満たしている。

教育研究に必要とされる施設・設備については、運用方針や利用規則を明確に定め、学生については「学生便覧」に記載し、新入生ガイダンス等で説明している。教職員については、ウェブページ掲載等により周知を図っている。

図書館は、両キャンパスに適切に配置し、着実に学術資料の整備及び利用サービスを進めている。しかしながら映像教材や点字図書、録音資料等はまだまだ十分とは言えないので引き続き作成するとともに、DVD化、高画質化、デジタル化を早急に推進していく必要がある。また、学術雑誌等が不足している状況の改善が必要である。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

天久保キャンパス（聴覚障害関係）では、継続して新入生（聴覚障害学生）に対してコミュニケーション調査を実施し、手話や口話への依存の程度など学生一人ひとりのコミュニケーション特性をデータベースとして蓄積、このデータを授業担当教員に配布している。また、学生による授業評価を継続して実施している。

保健科学部においても、引き続き学生による授業評価を実施している。

障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部において、教育機器の開発、学習資料等の作成、コミュニケーション指導の各領域の活動、実績について、障害者高等教育研究支援センター年度事業報告・年度計画を資料（センター年報）として、蓄積している。

なお、本学が発行しているテクノレポートに教育活動に関する資料等が随時掲載されている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学ホームページ
- ・ 学生による授業評価報告書
- ・ 学生のコミュニケーションに関する調査報告
- ・ 筑波技術大学テクノレポート

【分析結果とその根拠理由】

4年制大学としての授業評価の実施は、一昨年度から開始して今年度に3年目になるが、短期大学時代同様、必要な資料が蓄積される予定である。また、個々の学生のコミュニケーション状況に関するデータや教育に関するさまざまなデータも毎年収集されており、観点到かかる内容は適切に実施されている。

観点9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

4年制大学としての学部学生による授業評価は平成18年度から始められ、今年度で3年目になる。

天久保キャンパス（聴覚障害関係）では、学期末に学生が行った授業評価結果をまとめ、授業担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てた。この学生による授業評価結果内容は教育活動に関する点検評価委員会において分析され、教員会議で実施状況を報告し、結果をテクノレポートに掲載している。

春日キャンパス（視覚障害関係）では、授業評価等委員会において、学生による授業評価内容が分析され、結果を授業担当教員にフィードバックしている。教職員の意見聴取について、保健科学部では、それまで半年に1回実施していた教員会議を毎月行うようにし、学部の教員全員から意見を聴取する場を設けている。

〔根拠となる資料・データ〕

・学生による授業評価報告書

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価は4年制大学になってからも継続して実施されている。また、その結果は各授業担当教員にフィードバックされ、教員相互の授業参観、FDとともに授業方法改善に役立てられている。

教職員の意見聴取については、毎月の学部全員参加の教員会議により、活発な意見交換が行われ、十分意見聴取がなされているといえる。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

天久保キャンパス（聴覚障害関係）では、保護者の協力を得て聴覚障害学生を支援する親の会との懇談会を年1回設け、教育・学生生活などに関して授業見学会と教員との意見交換会を行い、保護者の意見を教員会議で報告している。就職先関係者の意見は、毎年本学で行われる企業向け大学説明会で授業を公開し、筑波技術短期大学卒業生の就職先企業を訪問するなど本学への要望などの意見を収集し、教育課程を考える上で活かしている。また、各地で行われる大学説明会などで聾学校教員や保護者の意見を聞いている。筑波技術短期大学卒業生の声は、本学主催の、卒業生あるいは一般の成人聴覚障害者を対象とした出張講座で把握に努め、そこで得られた知見を学部・支援センターの教員会議を通じて各教員に報告し、授業に反映させる（アンケート結果や出張講座のビデオ等を授業に使う）などしている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・企業向け大学説明会実施要項
- ・出張講座計画資料（障害者高等教育研究支援センター）

【分析結果とその根拠理由】

本学のステークホルダーとなる関係者と広く意見交換をし、観点に係る対応が進んでいるといえるが、筑波技術短期大学時代の資料が、4年制大学の教育に活かすことができるか、慎重に検討する必要がある。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価アンケートの集計とその分析を実施することで、教育に関する教授法、指導法の改善・向上に努めている。

産業技術学部、保健科学部、障害者高等教育研究支援センターの3部局に設けられた、教育に関する評価を行うためのWGにおいて、部局毎に評価の基本的システム（基本的な考え方、項目、基準及び手続き等）が全学的に

統一された評価システムとして完成し、本格的に実施した。評価結果は教員にフィードバックすると同時に、教育活動に関する点検評価委員会において分析され、教員会議で実施状況を報告した。

産業技術学部では、4年制大学移行に伴い、新入生に対する新たなクラス分けやクラス担任制度（正担任を障害者高等教育研究支援センター教員、産業技術学部教員を副担任）を新たに導入して3年目になる。また、教育課程実施検討WGにおいて、授業実施上の諸問題に関する検討（クラス分け、時間割、授業定員、選択方法、2年次からの専門コース配属等）が行われ、改善のために学科編成とカリキュラムの検討を行った。

保健科学部では1年次担当教員の構成に関して、各学科・専攻所属の教員に加え障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育部門の教員が副担任として参加し、定期的に学生の学習状況等について情報交換を行い、学生の教育・指導に役立てた。また、各学期末には各学科・専攻内で学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報の交換を行った。

障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部障害者基礎教育課程研究部門において、設置審あけ後の教養教育に関する教育課程に関する研究が実施されている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・授業評価アンケートの集計結果
- ・保健科学部授業公開案内

【分析結果とその根拠理由】

各教員は自分の授業に対する学生授業評価の集計を行うとともに、評価に関する意見を書くように指定されており、自己の授業に関する改善点を把握し、改善に向けての努力を行っている。また、授業公開によって他の教員の授業を観察する機会を設け、教育力向上の努力を行っている。

各部署に、教育評価に関する基本システムが作成され、本格的な実施が行われ、この本格的な実施と教育課程実施検討WGの検討が合わさって、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善が行われていると考えるが、学科編成とカリキュラムの具体的な見直しは引き続き検討を続ける必要がある。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

全国的に教育改革で注目を集めている金沢工業大学から佐藤恵一工学部教授を招いて、「金沢工業大学の教育改革について」と題して平成20年度第1回全学FD講演会を開催した。また、本講演会の開催を加盟校へも呼びかけ、近隣の大学と本学両キャンパス合わせ教職員66名の参加があった。講演に引き続き、参加した多くの教員から「教育の質の保証」等について、積極的な質問や意見等が行われた。

FD活動で注目を集めているFDネットワーク“つばさ”の事務局である山形大学から杉原真晃高等教育研究企画センター講師を招いて、第2回全学FD講演会を開催した。前半では「授業の課題に対応する～個別支援型FD(授業支援クリニック)～」と題した講演が行われ、後半では授業支援クリニックの模擬体験をとおして、逐次助言と解説が行われた。

第3回FD講演会を、上村 靖司長岡技術科学大学准教授を講師に迎え、「大規模災害に備えるーそのとき何が起きよう対処すべきかー」をテーマに天久保キャンパス大会議室で開催した。講演では、“新潟県中越地震”での体

験を中心に、(1)地震の経験(地震発生、そして冬へ)、(2)初動一安否確認(特に留学生への対応)、(3)企業防災に学ぶ(事業者に求められる役割とは)、(4)地域防災(自助・共助・公助)の観点から、経験に基づいた対応時の重点事項等の詳しい説明があった。意見交換では、参加者から「安否確認の有効な方法」「災害状況や授業再開などの周知方法」「全国各地に障害者を対象とした福祉避難所の設置状況」などの質問や意見があり、今後の本学における安全対策の充実に向け、より具体的な体制ができる手がかりとなった。

若者による大麻等薬物の所持・使用・売買等の事件が多発し、社会問題になっている。特に、大学生の大麻事件による逮捕者が急増しており、薬物乱用防止に向けた取り組みが強く求められています。この度、このような現状に鑑み、FD・SD企画室及び保健管理センターの共同実施により、第4回FDとして、日本大学薬学部伊藤芳久教授に「忍び寄る魔の手 乱用薬物」のテーマで、3月に実施した。

職員を対象に第1回SD研修会を日本福祉大学障害学生支援センターの笹美穂氏を招いて「学習及び生活自立に向けての学生自身のコーディネート」と題して開催した。最後の質疑応答では、職員のスキルアップ及び学生スタッフやボランティアの活用法等について活発な質疑があった。

第2回SD研修会は、大阪大学障害学生支援室の松原 崇 助教を迎えて実施した。「学びと成長、気づき」と題し、大阪大学における「障害学生からの学び」と「障害学生の学び」を連動させた取り組みについて講演があった。最後に全員での質疑と意見交換を行った。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ファカルティ・ディベロップメントの実施状況
- ・ファカルティ・ディベロップメントへの教員の参加状況

【分析結果とその根拠理由】

各FDは、現在の大学が必要としている内容、聴覚・視覚障害に関するもの、構成員の帰属意識を高めるためのものなどで、事前に学生や教職員の意見を聞いて実施されているものであり、ニーズは取り入れられている。また、手話や点字に対する研修は、新任の教員や職員の意識向上に役立っている。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

情報保障や教材作成にかかわるボランティア育成のため、前年度に引き続き地域のNPO法人及びボランティア団体と連携を進めている。

天久保キャンパス(聴覚障害関係)では、パソコンによる要約筆記入力者の育成のため月2回の講習会に教室を貸し、本学教員も参加して入力能力の向上を図っている。また、茨城県聴覚障害者協会と連携し、茨城県手話通訳者養成講座を本年度も継続し本学で開催するとともに、新たに手書き要約筆記者の養成講座も開催した。本学教員も講習会の運営や講師として参加している。

春日キャンパスでは、初心者対象の点訳講習会、音訳講習会、情報・理数関係の専門書の点字図書の実施を促すため、首都圏の点訳ボランティアグループ6団体の参加を得て、「情報・理数点訳ネットワーク」を構築し、各グループに対し情報・理数点訳に関する講習会を実施した。また、本学朗読後援会会員を対象とする「朗読

ボランティアのための朗読技術向上」を目的とした講習会を実施している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・各種講座実施案内パンフレット
- ・実施協定書（茨城県聴覚障害者協会との協定書など）

【分析結果とその根拠理由】

パソコンによる要約筆記は、天久保キャンパスの非常勤講師の授業及び本学の各種の式典や会議等に日常的に導入されており、本学における情報保障の主要な一手段として重要な役割を果たしている。手話講習に関しても、講習会の修了者が本学の会議や各種の集会における手話通訳として活動しているだけでなく、地域の聴覚障害者支援にも多に活躍している。

こうした支援活動は、講習会等を通じて全国の特別支援学校（聾学校）や特別支援学級（難聴学級）の教諭等に対しても行なわれており、聴覚障害学生に対する教育や工学的な情報保障手段等に関する情報を講義・実習を通して伝達している。この他、特別支援学校（聾学校）や特別支援学級（難聴学級）に出張し、補聴相談・補聴器のフィッティング実施及び研修等の活動を日常的に行っている。

また、春日キャンパスにおける点訳や音訳の講習会の修了者が、本学点訳後援会と朗読後援会を組織し、学習資料や生活資料の点訳や音訳などの活動を通じて、本学の学習環境と学内生活環境の整備・充実に大きく貢献している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

4年制大学移行に伴う学部学生による授業評価は、今年度で3年目になる。短期大学時代から蓄積された資料は、4年制大学へ移行した後も利用できる部分が多いと思われるので、有効に活用していく必要がある。筑波技術短期大学における、学生による授業評価は平成7年度から実施されてきており、その点では活用しうる資料の蓄積は、かなりあると考えている。また、これら資料の分析内容や教員相互による授業参観のアンケート結果などは、教員へフィードバックされ、授業改善や教育の質の向上に役立てられている。

学内では、両キャンパスにおいて授業改善、構成員としての意識向上、地域社会や国際貢献に資するFDが実施されており、授業改善や教育の質の向上等に役立てられている。

さらに、本学の使命の一つである学外支援活動として、両キャンパスにおいて情報保障に係るさまざまな講習会等が実施されており、学内外で大きな成果を上げている。

地域のボランティア団体との提携も行われ、授業改善や教育の質の向上に着実に成果を上げている。

全学的な組織としてのFD・SD企画室ができたことは、大学全体として一定の方針のもとにFD活動が推進されることが期待される。

【改善を要する点】

利用しうる資料の蓄積は多いものの、それらを授業改善、教育の質の向上に繋げる作業は未だ個人レベルで行われていることが多く、それをさらに組織レベルで推進していくことが望まれる。また、4年制大学への移行を契機に、キャンパス毎に学部と障害者高等教育研究支援センターが連携してFDを推進したり、全学で共同

実施する仕組みを検討することも必要ではないかと思われる。そのことが、FD・SD企画室に望まれる。

また、障害に関する相談・支援・研修にかかわれる教員の数が十分でなく、学外からのニーズに100%答えることができない状況である。さらに、地域のボランティアとの提携活動の一部は教員個人のレベルで行なわれているものもあり、本学及び他機関における情報保障の充実の面から、今後大学としての組織的なかわり方を検討すべき段階に来ていると思われる。

(3) 基準9の自己評価の概要

短期大学時代に引き続き、学生による授業評価、授業改善や教育の質の向上に資するためのFD、情報保障に係る講習会等及び地域のボランティア団体との連携もかなり実施されている。しかしながら、それらを授業改善、教育の質の向上に繋げる作業は未だ個人レベルで行われていることが多く、それをさらに組織レベルで推進していく必要がある。

特に、聴覚、視覚障害者を教育する本学においては、教育支援者の養成と質の向上はこれからの本学の教育の質の向上にとって重要な課題であり、大学全体として取り組む必要がある。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の資産は、平成17年10月に4年制大学になった際に短期大学から承継した財産を基礎としており、資料10-1-①-Aに示すように、資産は主に、土地、建物、図書などの有形固定資産により構成され、平成17年度から平成20年度の平均的資産額は約12,545百万円である。

また、負債は主に、資産見返負債などの固定負債及び未払金などの流動負債により構成されており、平成17年度から平成20年度の平均的負債額は約1,321百万円である。

資料10-1-①-A 筑波技術大学の財政状態（貸借対照表）

科 目	(単位:千円、単位未満四捨五入)			
	17年度	18年度	19年度	20年度
資産の部	12,309,445	12,626,900	12,514,998	12,728,911
I 固定資産	11,794,929	11,753,783	11,746,826	11,825,512
土地	7,975,000	7,975,000	7,975,000	7,975,000
建物	3,046,045	2,923,963	2,846,121	2,740,837
構築物	265,853	248,095	240,125	237,573
工具器具備品	179,662	263,469	341,849	319,476
図書	302,866	309,863	314,370	320,022
車両運搬具	3,141	1,971	7,405	5,326
建設仮勘定	0	0	0	204,913
特許権仮勘定	0	519	522	522
電話加入権	295	295	295	295
ソフトウェア	22,045	30,572	21,057	21,471
長期前払費用	9	9	35	30
その他	13	27	47	47
II 流動資産	514,516	873,117	768,172	903,399
現金及び預金	496,890	857,246	750,607	880,361
未収学生納付金収入	564	846	282	846
未収附属病院収入	10,595	9,291	10,239	10,357
その他未収入金	29	527	304	2,103
たな卸資産	991	478	451	648
医薬品及び診療材料	3,655	3,495	3,635	3,562
前払費用	370	921	2,491	4,694
仮払金	0	0	0	692
立替金	1,422	313	163	136
負債の部	1,006,990	1,430,986	1,291,069	1,555,800
I 固定負債	506,094	665,985	744,587	968,615
資産見返負債	438,907	628,596	701,267	941,665
国立大学財務・経営センター債務負担金	21,592	13,625	12,547	11,470
長期リース債務	45,595	23,664	30,773	15,480
II 流動負債	500,896	765,101	546,482	587,185
運営費交付金債務	150,426	90,727	47,291	109,593
寄附金債務	52,802	62,426	53,496	63,773
前受委託研究費等	0	263	0	2,095
前受金	15,359	713	0	0
預り科学研究費補助金等	8,010	8,933	7,161	5,388
預り金	14,779	13,570	19,892	18,725
一年以内返済予定国立大学財務・経営センター債務負担金	7,966	7,966	1,077	1,078
未払金	213,020	557,644	380,540	370,344
未払費用	296	225	268	197
未払消費税等	484	703	843	699
リース債務	37,754	21,931	35,914	15,293
資本の部	11,302,455	11,195,914	11,223,929	11,173,111
I 資本金	11,388,702	11,388,702	11,388,702	11,388,702
政府出資金	11,388,702	11,388,702	11,388,702	11,388,702
II 資本剰余金	△ 162,575	△ 342,834	△ 457,531	△ 584,143
資本剰余金	13,185	24,433	54,546	68,731
損益外減価却累計額(一)	△ 175,760	△ 326,577	△ 467,713	△ 604,525
損益外減損損失累計額(一)	0	△ 40,690	△ 44,364	△ 48,349
III 利益剰余金(繰越欠損金)	76,328	150,046	292,758	368,552
前中期目標期間繰越積立金	33,094	33,094	33,094	27,989
目的積立金	0	43,234	116,952	259,664
当期末処分利益(又は当期末処理損失)	43,234	73,718	142,712	80,899
(うち当期総利益又は当期総損失)	43,233,443	73,717,996	142,712,415	80,899

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

資産は平成 17 年 10 月の 4 年制大学化に伴い短期大学から承継した資産を中心に構成され、平成 17 年度から平成 20 年度の平均的資産額は約 12,545 百万円であり、安定した教育研究活動が遂行できる資産を必要かつ十分に有している。

また、平成 17 年度から平成 20 年度の平均的負債は約 1,321 百万円であり、主に国立大学法人会計基準特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債約 684 百万円と未払金約 380 百万円などにより構成されているが、実質的な負債である後者については、平成 17 年度から平成 20 年度の平均現金預金額が約 746 百万円有していることから債務が過大ではない。

以上により、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務も過大ではない。

観点 10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到に係る状況】

本学の主な経常的収入は、運営費交付金、学生納付金（授業料、入学金及び検定料収入）、附属病院収入であり、平成 18 年度以降の収入額は、資料 10-1-②-A に示すとおりである。

運営費交付金の総収入に占める収入比率は 84～89% と収入のほとんどを占めており、本学の教育研究活動を支える上で重要な財源となっている。授業料等の学生納付金の収入比率は 4%，附属病院収入の収入比率は 3% である。これら以外の経常的収入として、寄附金収入及び共同研究・受託研究が主要な部分を占める産学連携等研究収入があり、収入比率は 2% となっている。

資料 10-1-②-A 筑波技術大学の決算状況

区分	(単位：千円、単位未満四捨五入)		
	18年度	19年度	20年度
収入	3,080,034	3,009,628	3,317,188
運営費交付金	2,730,576 (89%)	2,622,257 (87%)	2,791,555 (84%)
施設整備費補助金		21,724	139,047
補助金等収入		24,544	25,793
国立大学財務・経営センター施設費交付金	15,000	15,000	15,000
自己収入	281,401	277,533	271,872
授業料、入学金及び検定料収入	135,497 (4%)	122,260 (4%)	119,756 (4%)
附属病院収入	105,034 (3%)	102,782 (3%)	104,636 (3%)
財産処分収入	0	0	0
雑収入	40,870	52,490	47,480
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	53,057 (2%)	48,570 (2%)	68,815 (2%)
引当金取崩	0	0	0
長期借入金収入	0	0	0
貸付回収金	0	0	0
承継剰余金	0	0	0
旧法人承継積立金	0	0	0
目的積立金取崩	0	0	5,106
支出	3,052,947	2,944,597	3,125,246
業務費	2,242,681	2,147,792	2,225,148
教育研究経費	2,166,979	2,065,724	2,141,226
診療経費	75,702	82,068	83,922
一般管理費	743,364	668,809	661,143
施設整備費	15,000	36,724	154,047
船舶建造費	0	0	0
補助金等	0	24,544	25,793
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	43,172	58,178	57,598
貸付金	0	0	0
長期借入金償還金	8,730	8,550	1,517
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0	0	0
収入－支出	27,087	65,031	191,942

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入として、運営費交付金、学生納付金(授業料、入学料及び検定料収入)、附属病院収入を安定的に確保するとともに、経常的収入を補完する外部資金(共同研究・受託研究経費及び寄附金等)の受入金額も増加している。

以上により、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入を継続的に確保している。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定めている。中期計画では、平成 17 年 10 月から平成 22 年 3 月までの 4 年 6 ヶ月間の予算、収支計画、資金計画を定めており、各年度の年度計画では、当該年度の予算、収支計画及び資金計画を定めている。

これらの計画は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議・決定し、各部局教授会等において報告している。また、中期計画及び年度計画は、本学ホームページ上で公開している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学中期計画
- ・ 国立大学法人筑波技術大学平成 20 年度年度計画

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定めている。中期計画及び年度計画は、各部局教授会等において報告するとともに、本学ホームページ上でも公開している。

以上により、大学の目的を達成するための財政上の基礎として、適切な収支に係る計画等を策定し、関係者に明示している。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

予算の執行は、年度計画及び予算配分(観点 10-2-③に係る状況についての記述を参照)に沿っている。また、本学独自の事業を円滑に実施するための財源確保を行う目的で、毎年度、経費節減や効率的な執行により計画的に余剰金を発生させ、文部科学大臣により承認された額を目的積立金として積み立てている。これらの取組により、前掲資料 10-1-②-A に示されるように、支出超過にはなっていない。

【分析結果とその根拠理由】

予算の執行は、年度計画及び予算配分に沿っている。また、文部科学大臣により承認された余剰分を目的積立金として積み立てている。これらの取組により、支出超過にはなっていない。

以上により、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の大学運営経費の予算編成の基本方針は、毎年度、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定している。

各年度の重点配分事項は、短期大学から4年制大学になったことに伴う教育研究環境の充実が中心となっている。また、教育・研究に対する特別な支援策として、外部資金受入の促進のための「競争的教育研究経費」の予算を確保するとともに学長裁量経費の予算を確保している。さらに、設備整備についても「設備マスタープラン」に基づき、設備充実のための経費を配分している。

施設整備については、毎年度、各部局から要求書を提出させ、施設環境防災委員会において、緊急性・必要性等を勘案し、必要な予算を配分している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学運営経費の予算編成の基本方針は、毎年度、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定している。各年度の重点配分事項は短期大学から4年制大学になったことに伴う教育研究環境の充実を中心としている。また、教育・研究に対する特別な支援策として、競争的教育研究経費、学長裁量経費の予算を確保している。

以上により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っている。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学では、国民や社会に対し財務会計面での説明責任を果たすため、毎事業年度、財務諸表等を法令に基づき官報等で公表し、ホームページでも各年度の財務情報（財務諸表、事業報告書、決算報告書）として公開している。

【根拠となる資料・データ】

- ・平成 20 事業年度財務諸表について
- ・平成 20 事業年度事業報告書
- ・平成 20 年度決算報告書

【分析結果とその根拠理由】

本学では、毎事業年度、法令に基づき財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書、

監事及び会計監査人の意見等をホームページで公表・公開している。以上により、本学の財務諸表等を適切な形で公表している。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、監査室を設置し、日常的に会計伝票の監査を行うとともに、監査室による内部監査、監事による監査、会計監査人による監査を実施している。内部監査については、内部監査要項により「年次計画書」を作成し、この計画書に基づき実施している。監事監査については、監事監査規則により毎事業年度「監査計画書」を作成し、この計画書に基づき実施している。会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により監査を受けているが、当該の監査報告書において特段の指摘事項はない。

また、監事は、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けた上で、当該監査の正確性について最終確認している。監事による監査報告書において特段の指摘事項はない。

なお、会計監査人の監査報告書及び監事による監査報告書は、財務諸表とともに、経営協議会及び役員会で報告し、ホームページでも公表している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学監査室規程
- ・ 平成 20 年度内部監査報告書
- ・ 平成 20 年度会計監査人監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

会計監査は、監査室による内部監査、監事による監査を実施するとともに、会計監査人による監査も適正に実施している。監事は、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けた上で、当該監査の正確性について最終確認している。会計監査人の監査報告書及び監事による監査報告書において、特段の指摘事項はない。

以上により、財務に対して、会計監査等を適正に行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 自己収入の確保において、外部資金の金額が増加しており、教育研究活動を安定して遂行している。
また、教育・研究に対する特別な支援策として、競争的教育研究経費、学長裁量経費の予算を毎年度確保している。

【改善を要する点】

- 該当なし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学の資産は、平成 17 年 10 月に 4 年制大学になった際の短期大学から承継した財産を基礎としており、平成 17 年度から平成 20 年度の平均的資産額は約 12,545 百万円であり、安定した教育研究活動が遂行できる資産を必要かつ十分に有している。

また、負債は平成 17 年度から平成 20 年度の平均的負債は約 1,321 百万円であり、主に国立大学法人会計基準特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債約 684 百万円と未払金約 380 百万円などにより構成されているが、実質的な負債である後者については計画的な返済を行っていることから債務が過大ではない。

経常的収入として、運営費交付金、学生納付金(授業料、入学料及び検定料収入)、附属病院収入を安定的に確保するとともに、経常的収入を補完する外部資金(共同研究・受託研究経費及び寄附金等)の受入金額も増加しており、大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有している。

収支に係る計画等は、中期計画及び年度計画において定め、ホームページで公表している。また、予算編成の基本方針は、毎年度、学内諸会議の検討・審議を経て、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として適切に策定している。

財務諸表については、毎事業年度、法令に基づき官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともにホームページで公表・公開している。

財務に関する監査については、監査室による内部監査、監事による監査、会計監査人の監査が適切に実施されている。なお、これまでに会計監査人の監査報告書及び監事による監査報告書において、特段の指摘事項はない。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

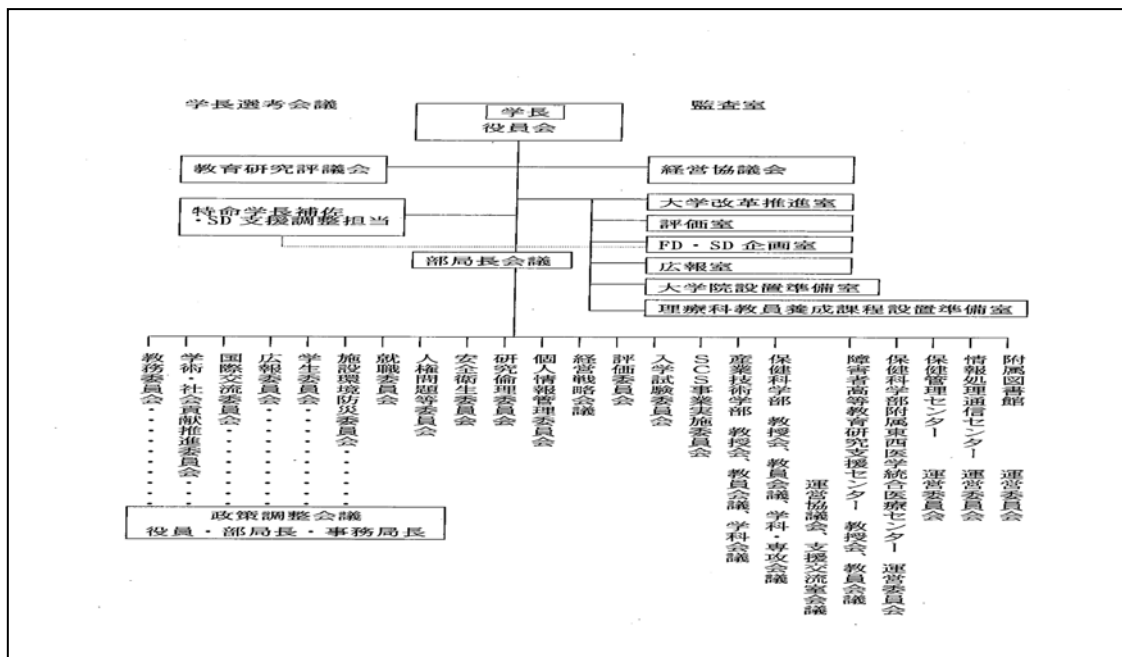
管理運営組織として「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している（資料 11-1-①-A）。また、「国立大学法人筑波技術大学事務組織規程」に基づき、事務局長の下に、総務課、財務課、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課の4課で事務局組織を構成している（資料 11-1-①-B）。

危機管理等に係る体制については、「国立大学法人筑波技術大学危機管理規則」を制定し、全学的な体制を強化するとともに、危機管理マニュアルを整備している（資料 11-1-①-C）。

研究活動の不正を防止するため、「国立大学法人筑波技術大学研究活動の不正行為防止等に関する規則」を制定し、不正防止委員会、不正の通報窓口を設置している。また、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、科学研究費補助金等の研究費に係る不正使用を防止するため、「国立大学法人筑波技術大学公的研究費等の運営・管理に関する規則」等を制定し、責任者、管理体制などの明確化や不正使用の通報窓口を設置している（資料 11-1-①-D）。

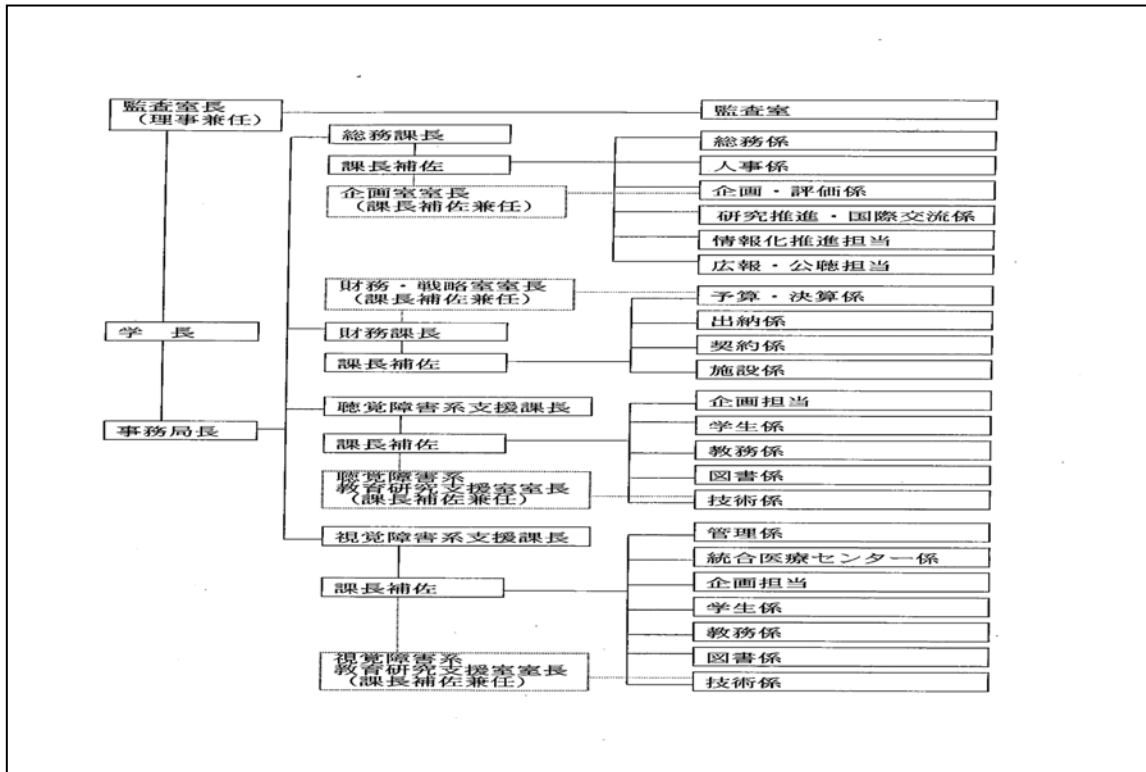
情報システムへの不正アクセス等に対応するため、「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針」及び「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程」を定め、さらに、情報セキュリティ監査の基準を明確にするため、「国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程」等を制定している（資料 11-1-①-E）。

資料 11-1-①-A 運営組織図



(出典：事務局資料)

資料 11-1-①-B 事務組織図



(出典：事務局資料)

資料 11-1-①-C 危機管理規則（抜粋）

(略)

(平常時における危機管理)

第5条 学長は、平常時から全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 部局長は、次の各号に掲げる危機管理を行うものとする。

- (1) 情報の収集、分析及び対応策の検討
- (2) 職員及び学生等に対する適切な情報提供
- (3) 職員及び学生等の危機意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施
- (4) 緊急時の情報伝達方法の整備
- (5) その他危機管理に係る必要な事項

(危機に関する通報等)

第6条 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部局長は、速やかに当該危機の状況を確認し、学長に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断した場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、理事をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、部局長をもって充て、関係する事務局から、課長等を加えるものとする。
- 6 対策本部の事務は、総務課が主管する。
- 7 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理にあたり、役員会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の学内規則等による必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。
 (対策本部の業務)

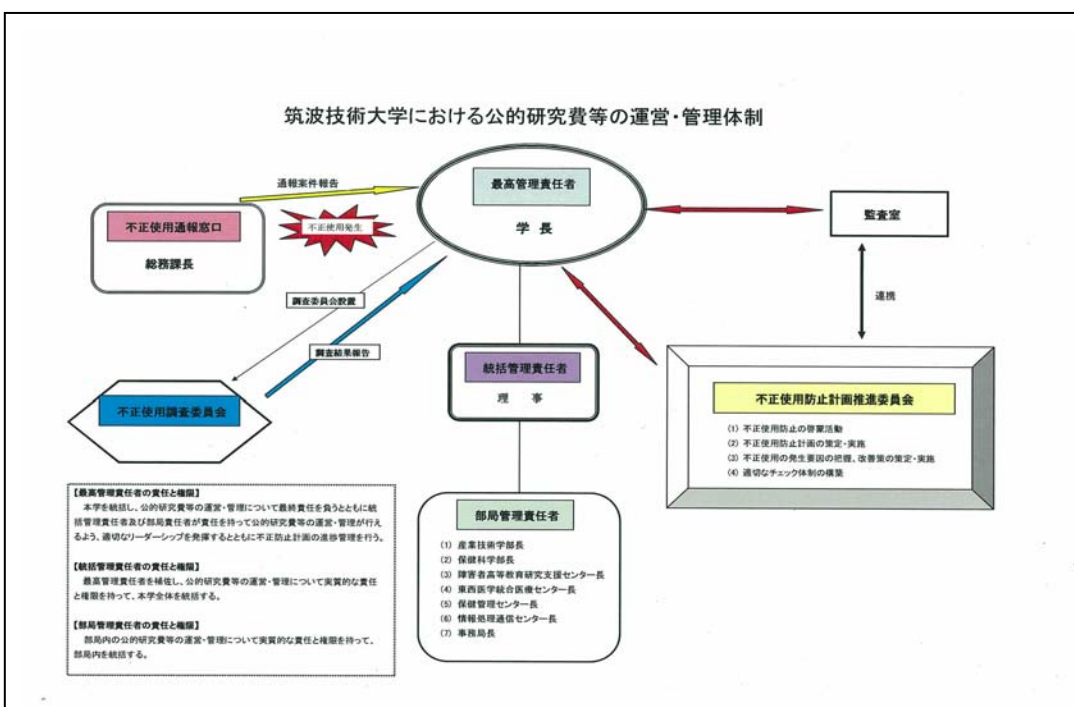
第9条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析
- (2) 危機において必要な対策の決定及び実施
- (3) 職員及び学生等への危機に関する情報提供
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整
- (5) 危機に関する報道機関への情報提供
- (6) その他危機への対応に関して必要な事項

(略)

(出典：国立大学法人筑波技術大学危機管理規則)

資料 11-1-①-D 筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理体制



(出典：筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理体制)

資料 11-1-①-E 筑波技術大学情報システム運用基本方針

(情報システムの目的)

第1条 国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者の義務)

第3条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、それぞれの規程に定めることができる。

(出典：筑波技術大学情報システム運用基本方針)

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学役員会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学事務組織規程
- ・国立大学法人筑波技術大学事務分掌細則
- ・国立大学法人筑波技術大学危機管理規則
- ・筑波技術大学危機管理マニュアル
- ・国立大学法人筑波技術大学研究活動の不正行為防止等に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学公的研究費等の運営・管理に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針
- ・国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程
- ・国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会において管理運営、経営などについて審議・決定している。また、事務局組織については「国立大学法人筑波技術大学事務組織規程」に基づき、事務局長の下に、総務課、財務課、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課の4課体制を構成し、法人の運営及び経営並びに学生の修学等の教学面を所掌している。平成20年度からは、4つの全学委員会等に事務系職員を委員として参画させ、事務局からの意見等を提言するなど、教員と事務系職員による一体的な運営を行っている。

危機管理体制を強化するため、「国立大学法人筑波技術大学危機管理規則」を制定するとともに、危機管理マニュアルを整備し、あらかじめ予想しうる危機に対する対応と危機発生時の被害拡大防止、早期復旧への体制構築がなされている。

また、「国立大学法人筑波技術大学研究活動の不正行為防止等に関する規則」を制定し、不正防止委員会や不正の通報窓口を設置するなど、研究活動の不正防止に努めている。また、公的研究費の不正使用を防止するため、「国立大学法人筑波技術大学公的研究費等の運営・管理に関する規則」等を制定し、責任者、管理体制などを明確にするとともに、不正使用の通報窓口の設置や不正防止計画を策定して新任職員説明会などで説明し、常に注意喚起を行い万全を期している。

さらに、情報システムへの不正アクセス等に対応するため、「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針」及び「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程」において情報システム運用ポリシーを定め、また、「国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程」等を制定し、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用を図っている。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

法人の経営及び大学の教育研究に関する重要事項の連絡調整や協議を行うため、部局長会議（議長：学長、構成員：理事・事務局長、副学長、産業技術学部長、保健科学部長及び障害者高等教育研究支援センター長）を設置している。また、全学的な連絡調整及び諸課題については、大学の方向性を確認等をするため、政策調整会議（議場：学長、構成員：理事・事務局長、副学長、産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長、広報室長及び5つの全学委員会委員長）を設置している。

さらに、大学運営上の喫緊の重要課題に位置づけられる特定事項などを担当させるため、特命学長補佐を任命し、学長補佐体制を強化している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学部局長会議規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則

【分析結果とその根拠理由】

学長のリーダーシップの下で、効果的な意見交換が行えるよう、法人の経営及び大学の教育研究に関する重要事項の連絡調整や協議を行う部局長会議を月2回定期的に開催し、効率的な意思決定を行っている。また、大学の方向性の確認や共通理解を深化させるため、政策調整会議を平成20年度は月1回定期的に開催し、全学的な連絡調整及び諸課題に係る意見交換・調整を行っている。

学長補佐体制の強化を図るため、平成20年度は新たにSD支援調整担当の特命学長補佐1名を任命し、同特命学長補佐を中心に、事務系職員のスキルアップを図るSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を企画・実施している。

以上により、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各組織の教員を構成員とする教員会議を設置し、各部局において全教員の意思が反映される仕組みとなっている。また、学生の学修状況を含む教育に関して、学期ごとに学科専攻内の教員全員で、さらに、産業技術学部と障害者高等教育研究支援センターとの間、保健科学部と障害者高等教育研究支援センターとの間で、情報交換会が行われている。

事務職員のニーズについては、事務改善合理化委員会を通じて把握している。

学生のニーズについては、授業アンケートやオフィスアワーなどの学生対応を通じて、また、卒業生のニーズについては、職場適応相談等を通じて把握されている。

学外関係者のニーズについては、学長が委嘱しているアドバイザーの助言や学外委員も出席する経営協議会、保健科学部附属東西医学統合医療センター経営改善会議及び障害者高等教育研究支援センター運営協議

会において把握されている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規程
- ・国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター規程
- ・国立大学法人筑波技術大学アドバイザーに関する要項
- ・国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター経営改善会議要項

【分析結果とその根拠理由】

産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各組織の教員を構成員とする教員会議を月1回開催し、意見交換・協議することにより、各部局における全教員の意思が学部やセンターの運営に反映されている。事務改善合理化委員会を開催し、事務系職員の意見を運営に活かしている。

また、学期ごとに学科専攻内の教員全員で、学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報交換のみならず、産業技術学部と障害者高等教育研究支援センターとの間、保健科学部と障害者高等教育研究支援センターとの間で、情報交換会(成績報告会)を実施し、統一性、一貫性、透明性のある成績評価などに役立っている。

学生のニーズについては、授業アンケートやオフィスアワーなどの学生対応などを通じて、また、卒業生のニーズについては、職場適応相談などを通じて把握され、そのニーズは、学生生活を含む修学支援に適切に反映されている。

学外関係者のニーズについては、学長が委嘱しているアドバイザーの助言や経営協議会の学外委員や学外有識者3名を含めた保健科学部附属東西医学統合医療センター経営改善会議、学外委員5名を含む障害者高等教育研究支援センター運営協議会の意見を取り入れ、大学運営の改善に役立てるとともに、事業計画の策定などに反映している。

以上により、大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映している。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

国立大学法人法第10条の規定に基づき、文部科学大臣から任命された監事(非常勤)2名が配置されている。

監事は、毎年度「内部監査年次計画書」を作成の上、学長に提出し、その計画に基づき筑波技術大学の管理運営等の監査が行われている。

業務監査については、法人の業務運営の実情に即し、業務執行が合理的・効率的に行われているか、役員会及び経営協議会に出席するとともに、会計処理の実態を把握し、適正な会計処理が行われているか監査が行われている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(第4条第4項)

- ・国立大学法人筑波技術大会計規則（第38条）
- ・国立大学法人筑波技術大学監事監査規則
- ・平成20年度監事内部監査計画書

【分析結果とその根拠理由】

監事（非常勤）2名が配置され、当該年度の内部監査計画書に基づき、大学の業務や会計処理の実態などについて監査が行われ、その結果については、監査の都度、業務執行等が適切に処理されているかについて役員会、経営協議会等に報告され、監査結果が大学の業務全般に反映される機能となっている。

監事には、毎月の役員会、経営協議会等への出席を依頼し、効率的・効果的な監査を実施するために積極的な情報提供を行っている。

以上により、監事は適切な役割を果たしている。

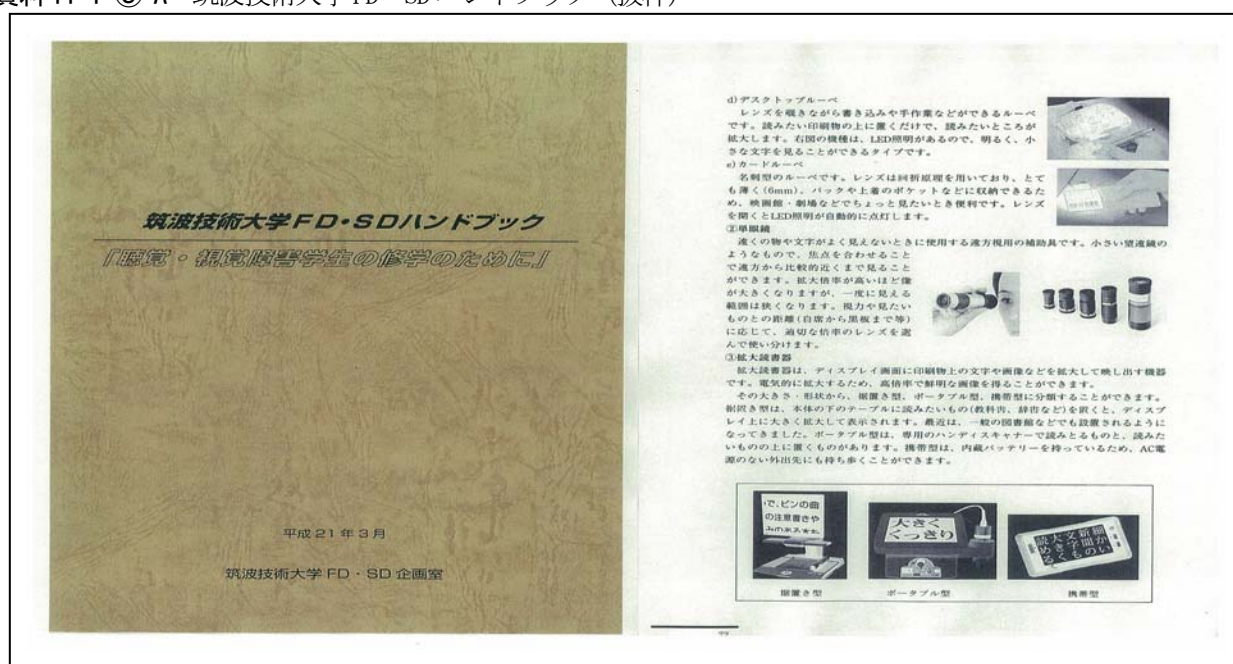
観点11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

聴覚・視覚障害者のための大学という特殊性を踏まえ、独自の手話実技研修・点字実技研修等に加え、国立大学協会や近隣の国立大学法人の実施する職員研修等へ積極的に参加させている。また、SD支援担当特命学長補佐を中心に、事務系職員のスキルアップを図るSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を企画・実施している。

また、教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力を一層向上させることを目的とした「筑波技術大学FD・SDハンドブックー聴覚・視覚障害学生の修学のためにー」を作成し、全教職員に配布している。

資料11-1-⑤-A 筑波技術大学FD・SDハンドブック（抜粋）



(出典：筑波技術大学FD・SDハンドブック)

[根拠となる資料・データ]

- ・平成20年度研修実施状況

【分析結果とその根拠理由】

聴覚・視覚障害者のための大学職員としての能力を身に付けることを目的に、手話及び点字の実技研修を実施するとともに、近隣大学等主催の事務系職員階層別研修に参加（平成20年度実績：2名）している。役員等においては、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーなどの各種研修会等に参加している。

また、地元金融機関の人事担当者を講師に招き、事務系職員の円滑な人事評価制度の運用を図ることを目的に、人事評価研修会を開催している。

教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力が一層向上することを目的とした「筑波技術大学FD・SDハンドブックー聴覚・視覚障害学生の修学のためにー」を作成し、全教職員に配布し活用している。

平成20年度に、新たに任命したSD支援調整担当の特命学長補佐1名と連携・協力し、事務系職員の資質向上を図る観点から、「学生生活及び生活自立のアドバイザーとしての職員」を研修の年間テーマと定め、他大学で障害学生支援を担当している教職員を講師として招き、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を3回開催している。

以上により、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みを組織的に行っている。

観点11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」及び「国立大学法人筑波技術大学事務組織規程」で管理運営に関する方針が定められている。

学長の選考については、「国立大学法人筑波技術大学学長選考規則」「同実施細則」及び「国立大学法人筑波技術大学学長の任期に関する規則」で、理事の選考については、「国立大学法人筑波技術大学理事選考規程」で、経営協議会委員については、「国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程」で、副学長の選考については、「国立大学法人筑波技術大学副学長選考規程」で選考手続き等がそれぞれ定められている。

また、管理運営に関する事項に関し、専門的に審議させるための全学的な各種委員会の規程が定められている。

[根拠となる資料・データ]

- ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
- ・国立大学法人筑波技術大学事務組織規程
- ・国立大学法人筑波技術大学学長選考規則
- ・国立大学法人筑波技術大学学長選考規則実施細則
- ・国立大学法人筑波技術大学学長の任期に関する規則

- ・国立大学法人筑波技術大学理事選考規程
- ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学副学長選考規程
- ・国立大学法人筑波技術大学評価委員会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学経営戦略会議規程
- ・国立大学法人筑波技術大学広報委員会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学施設環境防災委員会規程
- ・国立大学法人筑波技術大学安全衛生委員会規程 等

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき、組織に関する規則・規程等を整備し、各種委員会を含む組織において審議する事項、構成員の選考区分等を明文化しているとともに、学長の選考については、「国立大学法人筑波技術大学学長選考規則」「同実施細則」及び「国立大学法人筑波技術大学学長の任期に関する規則」で、理事の選考については「国立大学法人筑波技術大学理事選考規程」で、経営協議会委員については、「国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程」で、副学長の選考については、「国立大学法人筑波技術大学副学長選考規程」でそれぞれ定められ、責務と権限を明示している。

以上により、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

大学ホームページ上に、業務運営及び教育研究に関する情報として中期目標、中期計画、年度計画、業務実績報告書及び職員の給与・退職手当の支給基準等を掲載しているとともに、学生の受入れ状況や外部資金の獲得状況等の推移を「筑波技術大学基本データ集」として整理し、役員や教職員が活用できるようグループウェアで提供されている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・国立大学法人筑波技術大学中期目標・中期計画
- ・国立大学法人筑波技術大学ホームページ
- ・国立大学法人筑波技術大学グループウェアガールーン
- ・筑波技術大学基本データ集

【分析結果とその根拠理由】

大学のホームページに、業務運営及び教育研究に関する情報として中期目標、中期計画、年度計画、業務実績報告書及び職員の給与・退職手当の支給基準等を掲載し、データを蓄積している。また、学生の受入れ状況や外部資金の獲得状況等の推移などを取りまとめた「筑波技術大学基本データ集」を随時更新し、全教職員が利用できるグループウェアで閲覧に供している。

また、教員の研究成果を取りまとめた「筑波技術大学テクノレポート」は、附属図書館における「筑波技術大学機関リポジトリ」を通じて広く社会に公開している。

以上により、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積し、教職員が必要に応じて活用できる状況にある。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

評価委員会において大学評価・学位授与機構が定める自己評価の方法を取り入れた、教育、研究、管理運営等の自己評価書を作成し、教育研究評議会、経営協議会、役員会で審議の上、その自己評価書をホームページで公開されている。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学評価委員会規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学評価室規程
- ・ 国立大学法人筑波技術大学ホームページ

【分析結果とその根拠理由】

年度計画の実施状況について自己点検を行い、学長を委員長とする評価委員会で大学評価・学位授与機構が定める自己評価書を作成し、教育研究評議会、経営協議会、役員会で審議の上、その自己評価書をホームページで公開している (<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/openinfo.php>)。

以上により、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されている。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証が整備されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会に提出した業務の実績に関する報告書は国立大学法人評価委員会により評価され、その結果をホームページで公表している。

大学評価・学位授与機構が定める自己評価の方法を取り入れ、自己評価書を評価委員会が作成し、外部委員を含む経営協議会、役員会で審議の上、ホームページで公表している。

〔根拠となる資料・データ〕

- ・ 国立大学法人筑波技術大学管理及び組織運営に関する規程

- ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価委員会に提出した業務の実績に関する報告書は国立大学法人評価委員会の評価を受けている。

大学評価・学位授与機構が定める自己評価の方法を取り入れ、自己評価書を評価委員会が作成し、外部委員を含む経営協議会、役員会で審議されている。

以上により、自己点検・評価の結果について、外部者による検証を実施している。

観点 11-3-③： 評価結果が、フィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

教育、研究及び業務運営の達成状況については、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえ、指摘された事項については、必要な改善が図られている。また、年度計画については当該年度の確実な実施を促している。

資料 11-3-③-A 平成 19 年度評価結果で課題とされた事項及びそれに対する平成 20 年度の対処一覧表(抜粋)

項目	評価年度	課題として指摘された事項	検討・反映状況
(2)財務内容の改善	平成 19 年度	監事による監査結果（監事意見書）の指摘事項（空室となっている職員宿舎の有効利用）を運営に反映していないことから、早急な対応が求められる。	平成 21 年 1 月開催の経営協議会において、職員宿舎等の効率的・効果的な運用について審議し、現入居者の退去を促すこととし、将来的に売却を視野に入れつつ、更地にすることが承認された。
(3)自己点検・評価及び情報提供	平成 19 年度	自己点検・評価のうち組織及び運営の状況に関する事項については、経営協議会において審議すべき事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。	管理運営の状況を含めた自己評価書を作成し、平成 20 年 9 月開催の経営協議会で審議・公表した。

(出典：平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書「資料・データ一覧」)

【分析結果とその根拠理由】

教育、研究及び業務運営の達成状況については、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえ、指摘された諸課題は、教育研究評議会、経営協議会、役員会に報告しているとともに、対応が必要となる組織において業務運営を速やかに改善している。また、年度計画の進捗状況については、各部局から上半期の達成状況の報告を義務化し、未実施の計画については、当該年度の確実な実施を各種会議等で促している。

以上により、評価結果をフィードバックし、管理運営の改善のための取組が行われている。

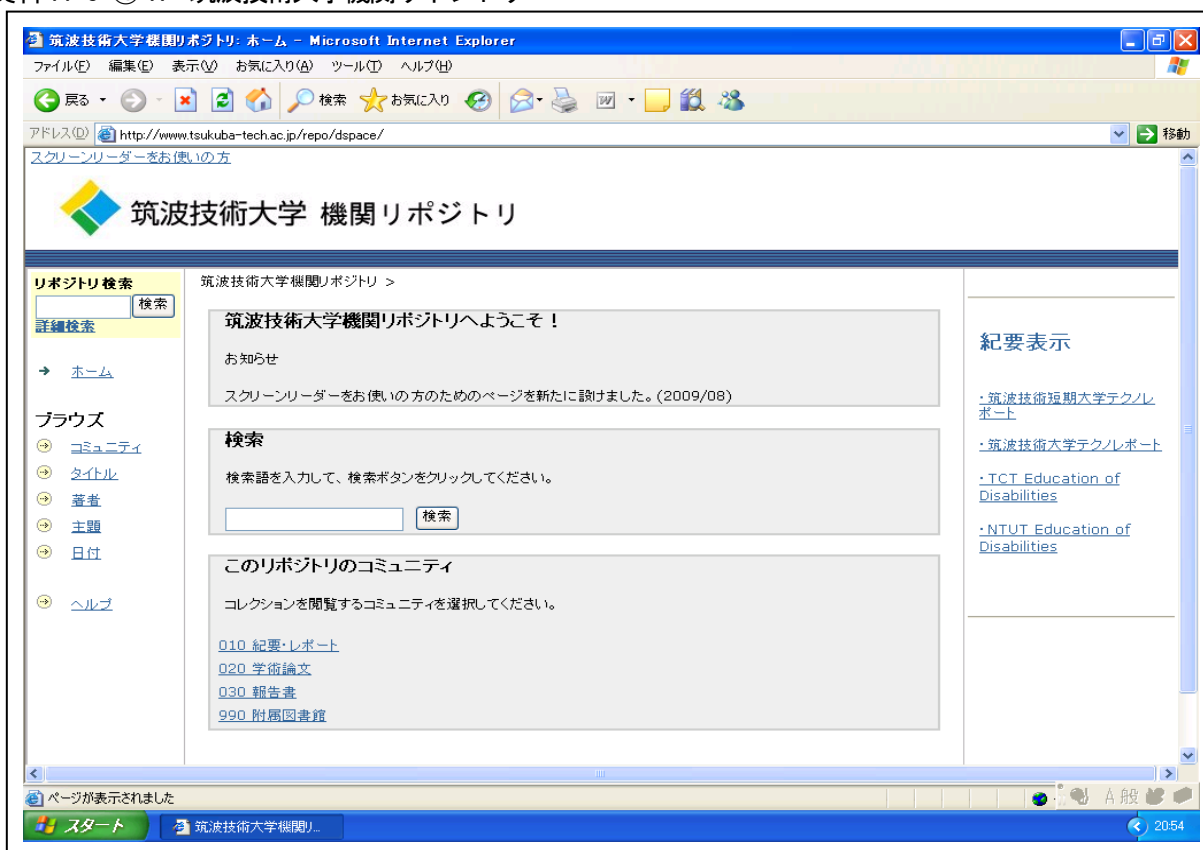
観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動の状況や活動の成果については、ホームページで公表されている。

研究活動の成果については、附属図書館における「筑波技術大学機関リポジトリ」で「筑波技術大学テクノレポート」が公開されている。

資料 11-3-④-A 筑波技術大学機関リポジトリ



(出典：筑波技術大学機関リポジトリウェブサイト)

【分析結果とその根拠理由】

また、研究活動の成果については、附属図書館における「筑波技術大学機関リポジトリ」で「筑波技術大学テクノレポート」公開を行い、学外者がアクセスしやすい環境を整備している。

以上により、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を社会に発信している。

ただし、教育研究活動の状況や活動の成果については、ホームページで公表しているものの、筑波技術大学の使命である障害者教育に関する情報発信の更なる充実が求められる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・管理運営に関し、専門的に審議させるための全学委員会に、平成 20 年度から 4 つの委員会に事務系職員を委員として参画させ、事務局からの意見等を提言するなど、教員と事務職員による一体的な運営を行っている。
- ・危機管理体制を強化するため、「国立大学法人筑波技術大学危機管理規則」を制定し、さらに、危機管理マ

マニュアルを整備するなど、あらかじめ予想しうる危機に対する対応と危機発生時の被害拡大防止、早期復旧への体制構築がなされている。

- ・公的研究費の不正使用防止のための「国立大学法人筑波技術大学公的研究費等の運営・管理に関する規則」等を制定し、責任者、管理体制などを明確化するとともに、不正使用の通報窓口の設置や不正防止計画を策定の上、新任職員説明会などで説明し注意喚起を行っている。
- ・情報システムへの不正アクセス等に対応するため、「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針」等のポリシーを定めるとともに、「国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程」等を制定し、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用を図っている。
- ・法人の経営及び大学の教育研究に関する重要事項の連絡調整や協議を行うため、部局長会議を月2回定期的に開催するなど、効率的な意思決定が行われている。また、大学の方向性を確認するため、政策調整会議を月1回定期的に開催するなど、全学的な連絡調整及び諸課題に係る意見交換を行っている。
- ・学長が委嘱しているアドバイザーの助言や経営協議会の学外委員、学外有識者3名を含めた保健科学部附属東西医学統合医療センター経営改善会議、学外委員5名を含む障害者高等教育研究支援センター運営協議会の意見を取り入れ、大学運営の改善に役立てるとともに、事業計画の策定などに反映している。
- ・監事（非常勤）2名が配置され、当該年度の監査計画書に基づき、大学の業務や会計処理の実態などについて監査が行われ、監査の結果は、監査の都度、業務執行等が適切に処理されているかについて役員会に報告され、監査結果が大学の業務全般に反映される機能となっている。
- ・内部監査組織を学長直属とし監査の充実を図り、平成20年度には監査室に新たに監査室員2名（総務課及び財務課の事務職員：兼任）を任命し、監査機能の体制整備を図っている。
- ・教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力が一層向上することを目的に、「筑波技術大学FD・SDハンドブックー聴覚・視覚障害学生の修学のためにー」を作成し、全教職員に配布し活用されている。
- ・平成20年度に、新たに任命したSD支援調整担当の特命学長補佐1名と連携・協力し、事務系職員の資質向上を図る観点から、「学生生活及び生活自立のアドバイザーとしての職員」を年間テーマと定め、他大学で障害学生支援を担当している教職員を講師として招き、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修3回開催している。

【改善を要する点】

教育研究活動の状況や活動の成果については、ホームページで公表しているものの、筑波技術大学の使命である障害者教育に関する情報発信の更なる充実が求められる。

（3）基準11の自己評価の概要

管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会において管理運営、経営などについて審議・決定している。また、事務局組織については、事務局長の下に、総務課、財務課、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課の4課体制を構成し、法人の運営及び経営並びに学生の修学等の教学面を所掌している。

危機管理体制を強化するため、「国立大学法人筑波技術大学危機管理規則」を制定するとともに、危機管理マニュアルを整備し、あらかじめ予想しうる危機に対する対応と危機発生時の被害拡大防止、早期復旧への体制構築がなされている。

法人の経営及び大学の教育研究に関する重要事項の連絡調整や協議を行うため、部局長会議を月2回定期的に開催し、効率的な意思決定を行っている。また、大学の方向性の確認や共通理解を深化させるため、政策調整会議を月1回定期的に開催し、全学的な連絡調整及び諸課題に係る意見交換・調整を行っている。

産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各組織の教員を構成員とする教員会議を月1回開催し、意見交換・協議することにより、各部局における全教員の意思が学部やセンターの運営に反映されている。

学生のニーズについては、授業アンケートやオフィスアワーなどの学生対応などを通じて、学生生活を含む修学支援に適切に反映され、学外関係者のニーズについては、学長が委嘱しているアドバイザーの助言や経営協議会の学外委員等の意見を取り入れ、大学運営の改善に役立てるとともに、事業計画の策定などに反映している。

監事（非常勤）2名が配置され、当該年度の内部監査計画書に基づき、大学の業務や会計処理の実態などについて監査が行われ、その結果については、監査の都度、業務執行等が適切に処理されているかについて役員会、経営協議会等に報告され、監査結果が大学の業務全般に反映される機能となっている。

聴覚・視覚障害者のための大学職員としての能力を身に付けることを目的に、手話及び点字の実技研修を実施するとともに、役員等においては、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーなどの各種研修会等に参加している。

教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力が一層向上することを目的とした「筑波技術大学 FD・SD ハンドブックー聴覚・視覚障害学生の修学のためにー」を作成し、全教職員に配布し活用している。

「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき、組織に関する規則・規程等を整備し、各種委員会を含む組織において審議する事項、構成員の選考区分等を明文化しているとともに、学長の選考については、「国立大学法人筑波技術大学学長選考規則」「同実施細則」及び「国立大学法人筑波技術大学学長の任期に関する規則」で、理事の選考については「国立大学法人筑波技術大学理事選考規程」で、経営協議会委員については、「国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程」で、副学長の選考については、「国立大学法人筑波技術大学副学長選考規程」でそれぞれ定められ、責務と権限を明示している。

年度計画の実施状況について自己点検を行い、学長を委員長とする評価委員会で大学評価・学位授与機構が定める自己評価書を作成し、教育研究評議会、経営協議会、役員会で審議の上、その自己評価書をホームページで公開している。

教育、研究及び業務運営の達成状況については、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえ、指摘された諸課題は、教育研究評議会、経営協議会、役員会に報告しているとともに、対応が必要となる組織において業務運営を速やかに改善している。

また、研究活動の成果については、附属図書館における「筑波技術大学機関リポジトリ」で「筑波技術大学テクレポ」公開を行い、学外者がアクセスしやすい環境を整備している。